

最終公表

2020年12月

国際品質マネジメント基準

国際品質マネジメント基準第1号（前国際
品質管理基準第1号）

財務諸表の監査若しくはレビュー又はその
他の保証若しくは関連サービス業務を行う
事務所の品質マネジメント

IAASB

International Auditing
and Assurance
Standards Board

About the IAASB

This document was developed and approved by the International Auditing and Assurance Standards Board. The objective of the IAASB is to serve the public interest by setting high-quality auditing, assurance, and other related standards and by facilitating the convergence of international and national auditing and assurance standards, thereby enhancing the quality and consistency of practice throughout the world and strengthening public confidence in the global auditing and assurance profession.

The IAASB develops auditing and assurance standards and guidance for use by all professional accountants under a shared standard-setting process involving the Public Interest Oversight Board, which oversees the activities of the IAASB, and the IAASB Consultative Advisory Group, which provides public interest input into the development of the standards and guidance. The structures and processes that support the operations of the IAASB are facilitated by the International Federation of Accountants (IFAC).

For copyright, trademark, and permissions information, please see page 72.

国際品質マネジメント基準第1号
財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務
所の品質マネジメント
(2022年12月15日から適用)

目次

	項番号
はじめに	
本報告書の範囲	1-5
監査事務所の品質マネジメントシステム	6-11
ISQMの規範性	12
適用日	13
目的	14-15
定義	16
要求事項	
関連する要求事項の適用と遵守	17-18
品質マネジメントシステム	19-22
事務所のリスク評価プロセス	23-27
ガバナンスとリーダーシップ	28
職業倫理に関する規定	29
契約の新規の締結及び更新	30
業務の実施	31
リソース	32
情報とコミュニケーション	33
特定の対応	34
監視及び改善プロセス	35-47
ネットワークの要求事項又はネットワークのサービス	48-52
品質マネジメントシステムの評価	52-56
文書化	57-60
適用指針	
本報告書の範囲	A1-A2
監査事務所の品質マネジメントシステム	A3-A5
ISQMの規範性	A6-A9

定義	A10-A28
関連する要求事項の適用と遵守	A29
品質マネジメントシステム	A30-A38
事務所のリスク評価プロセス	A39-A54
ガバナンスとリーダーシップ	A55-A61
職業倫理に関する規定	A62-A66
契約の新規の締結及び更新	A67-A74
業務の実施	A75-A85
リソース	A86-A108
情報とコミュニケーション	A109-A115
特定の対応	A116-A137
監視及び改善プロセス	A138-A174
ネットワークの要求事項又はネットワークのサービス	A175-A186
品質マネジメントシステムの評価	A187-A201
文書化	A202-A206

国際品質管理基準 (ISQM) 1、財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメントは、国際品質マネジメント、監査、レビュー、その他の保証及び関連サービス業務の公表物の前文と併せて読むべきである。

はじめに

本報告書の範囲

1. この国際品質管理基準（ISQM）は、財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務のための品質マネジメントシステムをデザイン、適用及び運用する監査事務所の責任を扱っている。
2. 審査は、監査事務所の品質マネジメントシステムの一環であり、また、
 - (a) 本ISQMは、審査対象となることが要求される業務を扱う方針又は手続を確立する監査事務所の責任を扱う。
 - (b) ISQM²は、審査担当者の選任と適格性、及び審査の実施と文書化を扱う。
3. 国際監査・保証基準審議会（IAASB）の他の公表物は、
 - (a) 監査事務所がISQMと同程度又はそれ以上に厳格な各国の要求事項に従うことを前提としている²。
 - (b) 業務レベルでの品質マネジメントに関する監査責任者及び他の監査チームのメンバーに対する要求事項を含む。例えば、ISA 220（改訂）は、財務諸表監査における業務レベルでの品質マネジメントに関する監査人の特定の責任及び監査責任者の関連する責任を扱う。（A1項参照）
4. 本ISQMは、職業倫理に関する規定と併せて読まなければならない。法令又は職業倫理に関する規定は、監査事務所の品質マネジメントに関する責任を、本ISQMに記述されている範囲よりも広範に定めている場合がある。（A2項参照）
5. 本ISQMは、財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う全ての監査事務所に適用される（すなわち、監査事務所がこれらの業務のいずれかを実施する場合、本ISQMが適用され、また本ISQMの要求事項に従って確立された品質マネジメントシステムは、監査事務所がそのような業務全てを一貫して実施できるようにする。）。

監査事務所の品質マネジメントシステム

6. 品質マネジメントシステムは、継続的かつ反復的に運用され、監査事務所及び業務の性質及び状況の変化に対応する。また、画一的な方法では運用されない。
 しかしながら、本ISQMの目的においては、品質マネジメントシステムは、以下の八つの構成要素を対象としている。（A3項参照）
 - (a) 監査事務所のリスク評価プロセス
 - (b) ガバナンスとリーダーシップ
 - (c) 職業倫理に関する規定
 - (d) 契約の新規の締結及び更新
 - (e) 業務の実施

¹ ISQM 2、審査

² 例えば、国際監査基準（ISA）220（改訂）、財務諸表の監査における品質マネジメント（改訂）、第3項参照

- (f) リソース
 - (g) 情報とコミュニケーション
 - (h) 監視及び改善プロセス
7. 本ISQMは、監査事務所が実施する業務の品質を主体的に管理できるように、相互に関連し、連携して機能するように、品質マネジメントシステムの構成要素をデザイン、適用及び運用する際に、リスク・アプローチを適用することを監査事務所に要求する。（A4項参照）
8. リスク・アプローチは、以下により本ISQMの要求事項に組み込まれている。
- (a) 品質目標の設定。監査事務所が設定する品質目標は、監査事務所が達成すべき品質マネジメントシステムの構成要素に関連した目標から構成される。監査事務所は、本ISQMが規定する品質目標、及び品質マネジメントシステムの目的を達成するために監査事務所が必要と考える追加的な品質目標を設定することが要求される。
 - (b) 品質目標の達成に対するリスクの識別と評価（本基準では品質リスクと記載されている。）。監査事務所は、対応のデザインと適用のベースとするために、品質リスクを識別し評価することが要求される。
 - (c) 品質リスクに対処するための対応のデザインと適用。監査事務所の品質リスクへの対応の内容、時期及び範囲は、品質リスクの評価の理由に基づき、またそれに取り組むものである。
9. 本ISQMは、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を付与された者が、少なくとも年に一度、監査事務所に代わって、品質マネジメントシステムを評価し、また品質マネジメントシステムが第14項(a)及び(b)に規定されている当該システムの目的を達成しているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかどうかを判断することを要求する。（A5項参照）

適用の柔軟性

10. リスク・アプローチを適用する際には、監査事務所は以下を考慮することが要求される。
- (a) 監査事務所の性質及び状況
 - (b) 監査事務所が実施する業務の内容及び状況
- したがって、監査事務所の品質マネジメントシステムのデザイン、特にその複雑さと形式は様々であろう。例えば、上場企業の財務諸表監査を含む、多種多様な企業に対して様々な業務を実施する監査事務所は、財務諸表のレビューやコンピレーション業務のみを実施する監査事務所よりも、より複雑かつ正式な品質マネジメントシステムとそれを支える文書化が必要であろう。

ネットワークとサービス・プロバイダー

11. 本ISQMは、以下の場合の監査事務所の責任を扱っている。
- (a) 監査事務所はネットワークに属しており、また監査事務所はネットワークの要求事項を遵守する、又は品質マネジメントシステム若しくは業務の実施においてネットワークのサービスを利用する。

(b) 監査事務所は、品質マネジメントシステム又は業務の実施において、サービス・プロバイダーのリソースを利用する。

監査事務所がネットワークの要求事項に準拠する、又はネットワークのサービスやサービス・プロバイダーからのリソースを利用する場合であっても、監査事務所はその品質マネジメントシステムについて責任を負う。

ISQMの規範性

12. 第14項には、本ISQMに従う際の監査事務所の目標が記載されている。本ISQMには以下が含まれる。(A6項参照)
- (a) 監査事務所が第14項の目的を満たすことができるようにデザインされた要求事項 (A7項参照)
 - (b) 適用指針の形式による関連する指針 (A8項参照)
 - (c) 本ISQMの適切な理解に役立つイントロダクション資料
 - (d) 定義 (A9項参照)

適用日

13. 本ISQMに準拠した品質マネジメントシステムは、2022年12月15日までにデザインし適用することが要求されている。また、本ISQMの第53項及び54項によって要求される品質マネジメントシステムの評価は、2022年12月15日以降1年以内実施することが要求されている。

目的

14. 監査事務所の目的は、以下の合理的な保証を監査事務所に提供する、監査事務所が実施する財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証又は関連サービス業務のための品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用である。
- (a) 監査事務所及びその専門要員は、職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って責任を果たし、また当該基準及び要求事項に従って業務を実施する。
 - (b) 監査事務所又は監査責任者が発行する業務報告書は、状況に応じて適切である。
15. 質の高い業務の一貫した実施は、公共の利益に寄与する。品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用は、第14項(a)及び(b)に記載されている品質マネジメントシステムの目的が達成されるという合理的な保証を監査事務所に提供することにより、質の高い業務の一貫した実施を可能にする。質の高い業務は、職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って、業務を計画して実施し、また報告することによって達成される。この基準の目的を達成し、また適用される法令における要求事項を遵守するためには、職業的専門家としての判断を行使し、また業務の種類に応じて職業的専門家としての懐疑心を発揮する必要がある。

定義

16. 本ISQMでは、用語の定義は以下の通りとする。

- (a) 「監査事務所の品質マネジメントシステムの不備（本ISQMでは「不備」と呼ばれる。）」³ 以下の場合に存在する。（A10項、A159項及びA160項参照）
- (i) 品質マネジメントシステムの目的を達成するために必要な品質目標が設定されていない。
 - (ii) 品質リスク又は品質リスクの組合せが識別されていない、又は適切に評価されていない。（A11項参照）
 - (iii) 対応又は対応の組合せは、適切にデザイン、適用又は効果的に運用されていないため、関連する品質リスクの発生の可能性を許容可能な低い水準にまで減少させない。
 - (iv) 品質マネジメントシステムの他の側面が欠如している、又は適切にデザイン、適用、若しくは効果的に運用されていない。そのため、本ISQMの要求事項に対処していない。（A12項参照）
- (b) 「業務の文書」－実施した作業、得られた結果、及び業務実施者が到達した結論の記録（“working papers” や “work papers” といった用語が用いられることがある。）。
- (c) 「監査責任者³」－監査事務所によって選任された、業務とその実施及び監査事務所のために発行された報告書に責任を負う、必要な場合、専門家団体又は法的機関若しくは規制機関から適切な権限を得ている社員又はその他の者。
- (d) 「審査」－監査チームが下した重要な判断と到達した結論に対する審査担当者による客観的な評価で、この評価は、業務報告書の日付までに完了する。
- (e) 「審査担当者」－審査を実施するために監査事務所が選任した社員、監査事務所内の他の者又は外部の者。
- (f) 「監査チーム」－業務を実施する全ての社員及び専門職員、並びに外部の専門家⁴及び業務に対して直接的な支援を行う内部監査人を除く、業務に対して手続を実施するその他の者。（A13項参照）
- (g) 「外部の検査」－監査事務所の品質マネジメントシステム又は監査事務所が実施した業務に関連して、外部の監督当局によって実施される検査又は調査。（A14項参照）
- (h) 「発見事項（品質マネジメントシステムに関する）」－監視活動の実施、外部の検査及びその他の関連する情報源から蓄積された品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用に関する情報であり、一つ又は複数の不備が存在する可能性を示すもの。（A15項からA17項参照）
- (i) 「監査事務所」－個人事務所、パートナーシップ、職業会計士の法人やその他の事業体、又は公的部門の同等の事業体。（A18項参照）
- (j) 「上場企業」－株式若しくは債券が認知された証券取引所において値付若しくは上場されている企業、又は認知された証券取引所若しくは他の同等の機関の規則のもとで取引されている企業。

³ 「監査責任者」及び「社員」は、該当する場合、公的部門の同等の者を指す。

⁴ ISA 620「専門家の業務の利用」第6項(a)では、「監査人の利用する専門家」という用語を定義している。

- (k) 「ネットワーク・ファーム」－監査事務所のネットワークに属する監査事務所又は事業体。
- (l) 「ネットワーク」－以下のような大規模な組織体（A19項参照）
 - (i) 協力を目的としており、また
 - (ii) 明確に利益若しくは費用の分担を目的としている、又は共通の所有権、支配若しくは管理、共通の品質管理方針若しくは手続、共通の事業戦略、共通のブランド名の使用若しくは専門的なリソースの相当な部分を共有する。
- (m) 「社員」－専門サービス業務の実施に関して、監査事務所を拘束する権限を有する者。
- (n) 「専門要員」－監査事務所の社員及び専門職員。（A20項及びA21項参照）
- (o) 「職業的専門家としての判断」－監査事務所の品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用において適切な、行動についての十分な情報に基づく意思決定を行う際に、職業的専門家としての基準の観点から、関連性の高い研修、知識及び経験を適用すること。
- (p) 「職業的専門家としての基準」－IAASBのInternational Quality Management, Auditing Review, Other Assurance, and Related Services Pronouncementsの前文に定義されているIAASBの業務に関する基準、及び職業倫理に関する規定。
- (q) 「品質目標」－監査事務所が達成すべき品質マネジメントシステムの構成要素に関する望ましい成果。
- (r) 「品質リスク」－以下の合理的な可能性を持つリスク。
 - (i) 発生する。
 - (ii) 個別に又は他のリスクと組合さって、一つ又は複数の品質目標の達成に悪影響を与える。
- (s) 「合理的な保証」－ISQMでは、絶対的とまではいかない高い水準の保証
- (t) 「職業倫理に関する規定」－財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務である業務を行う際に職業会計士に適用される職業的専門家としての倫理の原則及び倫理上の要求事項。職業倫理に関する規定は、通常、財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務に関するIESBA倫理規程の規定及びより厳しい各国の要求事項から構成される。（A22項からA24項、A62項参照）
- (u) 「対応（品質マネジメントシステムと関連する）」－一つ又は複数の品質リスクに対処するために監査事務所によってデザイン及び適用された方針又は手続（A25項からA27項、A50項参照）
 - (i) 方針とは、品質リスクに対処するために、何をすべきか又は何をすべきではないかの表明である。このような表明は、文書化される場合もあれば、コミュニケーションにおいて明示される、又は行動及び判断により黙示される場合もある。
 - (ii) 手続とは、方針を適用するための行動である。
- (v) 「サービス・プロバイダー（ISQMの文脈における）」－品質マネジメントシステム又は業務の実施において使用されるリソースを提供する監査事務所の外部の個人又は組織。サービス・プロバイダーには、監査事務所のネットワーク、その他のネットワーク・ファーム又はネットワーク内の他の組織体若しくは組織は含まれない。（A28項、A105項参照）
- (w) 「専門職員」－監査事務所が採用した専門家を含む、社員以外の専門家

- (x) 「品質マネジメントシステム」—以下の合理的な保証を監査事務所に提供するために監査事務所がデザイン、適用及び運用するシステム。
 - (i) 監査事務所及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って責任を果たし、またそのような基準及び要求事項に準拠して業務を行う。
 - (ii) 監査事務所又は監査責任者が発行する業務報告書は、状況に応じて適切である。

要求事項

関連する要求事項の適用と遵守

- 17. 監査事務所は、監査事務所又は業務の性質及び状況のため要求事項が事務所に関連しない場合を除き、本ISQMの各要求事項に準拠しなければならない。（A29項参照）
- 18. 監査事務所の品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を付与された者及び監査事務所の品質マネジメントシステムを運用する責任を付与された者は、本ISQMの目的を理解し、またその要求事項を適切に適用するために、適用指針を含む本ISQMを理解しなければならない。

品質マネジメントシステム

- 19. 監査事務所は、品質マネジメントシステムをデザイン、適用及び運用しなければならない。この場合において、監査事務所は、監査事務所及びその業務の内容及び状況を考慮し、職業的専門家としての判断を行わなければならない。品質マネジメントシステムの構成要素であるガバナンスとリーダーシップは、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用を支える環境を確立する。（A30項及びA31項参照）

責任

- 20. 監査事務所は、以下の責任を付与しなければならない。（A32項からA35項参照）
 - (a) 品質マネジメントシステムに関する最終的な責任及び説明責任を、監査事務所の最高経営責任者又は監査事務所の理事（若しくはそれに相当するもの）、又は該当する場合、監査事務所の理事会（若しくはそれに相当するもの）に
 - (b) 品質マネジメントシステムの運用責任
 - (c) 以下を含む品質マネジメントシステムの特定の側面に対する運用責任
 - (i) 独立性に関する要求事項への準拠（A36項参照）
 - (ii) 監視及び改善プロセス
- 21. 監査事務所は、第20項における役割を付与する際に、その者が以下であるかを判断しなければならない。（A37項参照）
 - (a) 付与された責任を果たすための適切な経験、知識、影響力及び事務所内での権限を有し、かつ十分な時間がある。（A38項参照）
 - (b) 付与された役割を理解しており、またそれを果たすことについて説明責任を負う。
- 22. 監査事務所は、品質マネジメントシステム、独立性に関する要求事項の遵守並びに監視及び改善プロセスに関して運用責任を付与された者が、品質マネジメントシステムに対して最終的な

責任と説明責任を付与された者に直接報告することを判断しなければならない。

事務所のリスク評価プロセス

23. 監査事務所は、品質目標を設定し、品質リスクを識別して評価し、また品質リスクに対処するための対応をデザイン及び適用するためのリスク評価プロセスをデザイン及び適用しなければならない。（A39項からA41項参照）
24. 監査事務所は、本ISQMにより規定された品質目標、及び品質マネジメントシステムの目的を達成するために監査事務所が必要と考える追加の品質目標を設定しなければならない。（A42項からA44項参照）
25. 監査事務所は、対応のデザインと適用のベースとするために、品質リスクを識別し評価しなければならない。その際、監査事務所は、
- (a) 品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある以下を含む状況、事象、環境又は行動の有無について理解しなければならない。（A45項からA47項参照）
 - (i) 監査事務所の性質及び状況については、以下に関連する事項
 - a. 監査事務所の複雑さと運営上の特徴
 - b. 監査事務所の戦略的及び業務上の意思決定及び行動、ビジネスプロセス、並びにビジネスモデル
 - c. リーダーシップの特徴及び経営スタイル
 - d. サービス・プロバイダーから提供されたリソースを含む、監査事務所のリソース
 - e. 法令及び職業的専門家としての基準並びに監査事務所が事業活動を行う環境
 - f. ネットワークに属する監査事務所の場合、ネットワークの要求事項及びネットワークのサービス（該当する場合）の内容及び範囲
 - (ii) 監査事務所が実施する業務の内容及び状況については、以下に関連する事項
 - a. 監査事務所が行う業務の種類及び発行する報告書
 - b. そのような業務の実施対象となる企業の種類。
 - (b) 第25項(a)の状況、事象、環境又は行動の有無が品質目標の達成にどのような悪影響を及ぼすか、及びその程度を考慮しなければならない。（A48項参照）
26. 監査事務所は、品質リスクの評価の理由に基づき、またそれに対応するように、品質リスクに対処するための対応をデザインし適用しなければならない。監査事務所の対応には、第34項に規定された対応も含めなければならない。（A49項からA51項参照）
27. 監査事務所は、監査事務所又はその業務の性質及び状況の変化により、追加の品質目標、又は追加の若しくは修正された品質リスク若しくは対応が必要であることを示す情報を識別するためにデザインされた方針又は手続を定めなければならない。そのような情報が識別された場合には、監査事務所は、当該情報を考慮し、また適切な場合には以下を実施しなければならない。（A52項及びA53項参照）
- (a) 追加の品質目標を設定する、又はすでに監査事務所が設定した追加の品質目標を修正する。（A54項参照）

- (b) 追加の品質リスクを識別及び評価する、品質リスクを修正する、又は品質リスクを再評価する。
- (c) 追加の対応をデザイン及び適用する、又は対応を修正する。

ガバナンスとリーダーシップ

28. 監査事務所は、品質マネジメントシステムを支える環境を確立する、ガバナンスとリーダーシップに対処する以下の品質目標を設定しなければならない。
- (a) 監査事務所は、以下を認識し強化する、事務所全体に浸透する文化を通じて、品質へのコミットメントを示している。(A55項及びA56項参照)
 - (i) 質の高い業務を一貫して行うことにより、公共の利益に資する監査事務所の役割
 - (ii) 職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢の重要性
 - (iii) 業務の実施及び品質マネジメントシステムにおける活動に関する品質に対する、全ての専門要員の責任並びに期待される行動
 - (iv) 監査事務所の財務上及び業務上の優先事項を含む、監査事務所の戦略的意思決定及び行動における品質の重要性
 - (b) リーダーシップは、品質に関する責任と説明責任を負っている。(A57項参照)
 - (c) リーダーシップは、行動と姿勢を通じて品質へのコミットメントを示す。(A58項参照)
 - (d) 組織構造並びに役割、責任及び権限の分担が適切であり、監査事務所の品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用が可能となっている。(A32項、A33項、A35項、A59項参照)
 - (e) 財務的なリソースを含むリソースのニーズが計画され、監査事務所の品質へのコミットメントと合致した方法でリソースが入手、配分及び付与されている。(A60項及びA61項参照)

職業倫理に関する規定

29. 監査事務所は、独立性に関する規定を含む、職業倫理に関する規定に従った責任の遵守に対処する以下の品質目標を設定しなければならない。(A62項からA64項及びA66項参照)
- (a) 監査事務所及びその専門要員は、
 - (i) 監査事務所及びその業務が対象となる職業倫理に関する規定を理解する。(A22項及びA24項参照)
 - (ii) 監査事務所及びその業務が対象となる職業倫理に関する規定に関する責任を果たす。
 - (b) ネットワーク、ネットワーク・ファーム、ネットワーク若しくはネットワーク・ファームに所属の者、又はサービス・プロバイダー等、監査事務所及びその業務が対象となる職業倫理に関する規定に準拠するその他の者は、
 - (i) 適用される職業倫理に関する規定を理解する。(A22項、A24項、A65項参照)

- (ii) 適用される職業倫理に関する規定に関連した責任を果たす。

契約の新規の締結及び更新

30. 監査事務所は、契約の新規の締結及び更新に対処する以下の品質目標を設定しなければならない。
- (a) 契約の新規の締結又は更新を行うかどうかについての監査事務所による判断は、以下に基づいて適切である。
 - (i) その判断を支持するのに十分な、業務の内容及び状況に関する情報、並びに依頼人（経営者及び適切な場合には監査役等を含む。）の誠実性及び倫理的価値に関する情報（A67項からA71項参照）
 - (ii) 職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って業務を実施する監査事務所の能力。（A72項参照）
 - (b) 監査事務所の財務上及び業務上の優先事項は、契約の新規の締結及び更新についての不適切な判断につながらない。（A73項及びA74項参照）

業務の実施

31. 監査事務所は、質の高い業務の実施に対処する以下の品質目標を設定しなければならない。
- (a) 該当する場合、業務品質を管理及び達成し、また業務全体を通じて十分かつ適切に関与するという監査責任者の全体的な責任を含め、監査チームが業務に関連して自らの責任を理解し果たす。（A75項参照）
 - (b) 監査チームの指揮及び監督の内容、時期及び範囲、並びに実施された作業の査閲は、業務の内容及び状況、並びに監査チームに割り当てられた若しくは提供されたリソースに基づき適切である。また、経験の浅い監査チームのメンバーが行う作業については、経験豊富な監査チームのメンバーが指揮、監督及び査閲を行う。（A76項及びA77項参照）
 - (c) 監査チームは、適切な職業的専門家としての判断を発揮し、また業務の種類に応じて、職業的専門家としての懐疑心を発揮する。（A78項参照）
 - (d) 判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項についてはコンサルテーションが行われ、また合意された結論が実施される。（A79項からA81項参照）
 - (e) 監査チーム内の判断の相違、又は監査チームと審査担当者若しくは事務所の品質マネジメントシステムの活動を行う者との判断の相違は、監査事務所に報告され、解消されている。（A82項参照）
 - (f) 業務の文書は、業務報告書の提出日後に適時に整理され、また監査事務所のニーズを満たし、法令、職業倫理に関する規定及び職業的専門家としての基準を遵守するために適切に維持及び保存される。（A83項からA85項参照）

リソース

32. 監査事務所は、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用を可能にするために、適切なかつ適時のリソースの取得、開発、使用、維持、配分及び割り当てに対処する以下の品質目標を定めなければならない。（A86項及びA87項参照）

人的資源

- (a) 専門要員は、採用、開発及び維持され、以下を行う適性と能力を有している。（A88項からA90項参照）
 - (i) 監査事務所が実施する業務に関連する知識や経験を有することを含め、一貫して質の高い業務を行う。
 - (ii) 監査事務所の品質マネジメントシステムの運用に関連して活動を行う、又は責任を果たす。
- (b) 専門要員は、その行動と姿勢を通じて品質へのコミットメントを示し、その役割を果たすための適切な能力を開発及び維持し、また適時の評価、報酬、昇進及び他のインセンティブを通じて説明責任を問われ、評価される。（A91項からA93項参照）
- (c) 監査事務所の品質マネジメントシステムの運用又は業務の実施を可能にする十分又は適切な専門要員がない場合、監査事務所の外部（すなわち、ネットワーク、他のネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダー）から人的資源を確保する。（A94項参照）
- (d) 適切な適性と能力を有する監査責任者を含む監査チームのメンバーは、質の高い業務を一貫して実施するための十分な時間を与えられ、各業務に割り当てられている。（A88項及びA89項、A95項からA97項参照）
- (e) 品質マネジメントシステムにおける活動を実施するために十分な時間を含む、適切な適性と能力を有する者が、当該活動を実施するために選任されている。

テクノロジー資源

- (f) 監査事務所の品質マネジメントシステムの運用及び業務の実施を可能にするために、適切なテクノロジー資源が取得若しくは開発され、適用され、維持され、また使用される。（A98項からA101項、A104項参照）

知的資源

- (g) 監査事務所の品質マネジメントシステムの運用及び質の高い業務の一貫した実施を可能にするために、適切な知的資源が取得若しくは開発され、適用され、維持され、また使用される。そのような知的資源は、該当する場合、職業的専門家としての基準及び適用される法令に従っている。（A102項からA104項参照）

サービス・プロバイダー

- (h) サービス・プロバイダーからの人的資源、テクノロジー資源又は知的資源は、第32項(d)、(e)、(f)及び(g)の品質目標を考慮すると、監査事務所の品質マネジメントシステム及び業務の実施において利用するのに適切である。（A105項からA108項参照）

情報とコミュニケーション

33. 監査事務所は、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用を可能にするために、品質マネジメントシステムに関する情報の取得、作成、利用、及び監査事務所内外への情報の適時の発信に対処する以下の品質目標を設定しなければならない。（A109項参照）
- (a) 情報システムは、情報源が内部か外部かを問わず、品質マネジメントシステムを支援する関連性及び信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持する。（A110項及びA111項参照）
 - (b) 監査事務所の文化は、専門要員が監査事務所と、及びお互いに情報交換する責任を認識し、強化する。（A112項参照）
 - (c) 関連性及び信頼性の高い情報は、以下のように監査事務所全体を通して、及び監査チームと交換される。（A112項参照）
 - (i) 情報は専門要員と監査チームに伝達されており、当該情報の内容、時期及び範囲は、彼らが品質マネジメントシステム又は業務における活動の実施に関連する自らの責任を理解し、果たすために十分である。
 - (ii) 専門要員及び監査チームは、品質マネジメントシステム又は業務において活動を実施する際に、監査事務所に情報を伝達する。
 - (d) 関連性及び信頼性の高い情報は、以下を含め、外部の者にも伝達される。
 - (i) 情報は、監査事務所から監査事務所のネットワーク内若しくは当該ネットワークに対して、又は（該当する場合）サービス・プロバイダーに対して提供され、ネットワーク又はサービス・プロバイダーが、ネットワークの要求事項若しくはネットワークのサービス又は提供されるリソースに関する自らの責任を果たせるようにする。（A113項参照）
 - (ii) 情報は、法令若しくは職業的専門家としての基準により要求される場合、又は外部の者の品質マネジメントシステムに対する理解を支援するために、外部にも伝達される。（A114項及びA115項参照）

特定の対応

34. 監査事務所は、第26項に従った対応のデザインと適用において、以下の対応を含めなければならない。（A116項参照）
- (a) 監査事務所は以下の方針又は手続を設定する。
 - (i) 職業倫理に関する規定の遵守に対する阻害要因を識別、評価及び対処する。（A117項参照）
 - (ii) 職業倫理に関する規定の違反を識別、伝達、評価及び報告し、また当該違反の原因と結果に適時に対応する。（A118項及びA119項参照）
 - (b) 監査事務所は、職業倫理に関する規定により独立性が要求される全ての専門要員から、少なくとも年に一度、独立性に関する要求事項遵守の確認書を入手する。
 - (c) 監査事務所は、職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って業務を実施しなかったこと、又は本ISQMに従って確立された監査事務所の方針若しくは手続の不遵守に関する不

服と疑義の申立てを受理し、調査し、また解決するための方針又は手続を定める。(A120項及びA121項)

- (d) 監査事務所は、以下の場合に対応する方針又は手続を定める。
- (i) 監査事務所は、契約の新規の締結及び更新の後に、契約の新規の締結及び更新の前に知っていれば辞退する原因となっていた可能性のある情報を知ることとなった。(A122項及びA123項参照)
 - (ii) 監査事務所は、法令により、契約の新規の締結及び更新を行うことが義務づけられている。(A123項参照)
- (e) 監査事務所は、以下の方針又は手続を定める。(A124項からA126項参照)
- (i) 上場企業の財務諸表監査を実施する際に、品質マネジメントシステムが質の高い監査業務の一貫した実施をどのように支えているかについて、監査役等とコミュニケーションをとることを要求する。(A127項からA129項参照)
 - (ii) その他、監査事務所の品質マネジメントシステムについて外部の者とコミュニケーションするのが適切な場合に対処する。(A130項参照)
 - (iii) コミュニケーションの内容、時期及び範囲、並びに適切な様式を含む、第34項(e)(i)及び第34項(e)(ii)に従った外部とのコミュニケーションの際に提供すべき情報に対処する。(A131項及びA132項参照)
- (f) 監査事務所は、ISQM 2に従って審査に対処し、また以下について審査を要求するための方針又は手続を確立する。
- (i) 上場企業の財務諸表の監査
 - (ii) 審査が法令により要求される監査又はその他の業務 (A133項参照)
 - (iii) 一つ又は複数の品質リスクに対処するために審査が適切な対応であると監査事務所が判断した監査又はその他の業務 (A134項からA137項参照)

監視及び改善プロセス

35. 監査事務所は、以下を目的とした監視及び改善プロセスを確立しなければならない。(A138項参照)
- (a) 品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用に関して、関連性及び信頼性が高くかつ適時な情報を提供する。
 - (b) 不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な行動をとる。

監視活動のデザインと適用

36. 監査事務所は、不備を識別できるように監視活動をデザインし、適用しなければならない。
37. 監査事務所は、監視活動の内容、時期及び範囲を決定する際に、以下の事項を考慮しなければならない。(A139項からA142項参照)

- (a) 品質リスクに対する評価の理由
 - (b) 対応のデザイン
 - (c) 監査事務所のリスク評価プロセス、並びに監視及び改善プロセスのデザイン（A143項及びA144項参照）
 - (d) 品質マネジメントシステムの変更（A145項参照）
 - (e) 過去の監視活動の結果、過去の監視活動が監査事務所の品質マネジメントシステムの評価に関して継続的に関連性があるかどうか、及び過去に識別された不備の改善活動が有効であったかどうか（A146項及びA147項参照）
 - (f) 職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って業務を実施していないこと、又は本ISQMに従って確立された監査事務所の方針若しくは手続の不遵守に関する不服と疑義の申立てを含むその他の関連情報、外部検査からの情報、並びにサービス・プロバイダーからの情報（A148項からA150項参照）
38. 監査事務所は、その監視活動に完了した業務の検査を含めなければならない、どの業務及びどの監査責任者を選択するかを判断しなければならない。その際には、監査事務所は、以下を行わなければならない。（A141項、A151項からA154項参照）
- (a) 第37項の事項を考慮する。
 - (b) 監査事務所が行う他の監視活動の内容、時期及び範囲、並びにそのような監視活動の対象となる業務と監査責任者を考慮する。
 - (c) 監査事務所が決定したサイクルで、監査責任者ごとに完了した業務を少なくとも一つ選択する。
39. 監査事務所は、以下の方針又は手続を定めなければならない。
- (a) 監視活動を行う者が、監視活動を効果的に行うための十分な時間を含む適性と能力を有することを要求する。
 - (b) 監視活動を行う者の客観性に対処する。かかる方針又は手続は、監査チームのメンバー又は業務の審査担当者に、当該業務の検査を実施させてはならない。（A155項及びA156項参照）

発見事項の評価と不備の識別

40. 監査事務所は、監視及び改善プロセスの不備を含め、不備が存在するかどうかを判断するために、発見事項を評価しなければならない。（A157項からA162項参照）

識別された不備の評価

41. 監査事務所は、識別された不備の重大性と広範性を以下により評価しなければならない。（A161項、A163項及びA164項参照）
- (a) 識別された不備の根本原因を調査する。監査事務所は、根本原因を調査する手続の内容、時期及び範囲を決定する際には、識別された不備の内容及びその潜在的な重大性を考慮しなければならない。（A165項からA169項参照）

- (b) 個別に及び全体として識別された不備が品質マネジメントシステムに及ぼす影響を評価する。

識別された不備への対応

42. 監査事務所は、根本原因分析の結果に対応する識別された不備に対処するための改善措置をデザインし適用しなければならない。(A170項からA172項参照)
43. 監視及び改善プロセスの運用責任を付与された者は、改善措置が以下であることを評価しなければならない。
- (a) 識別された不備及び関連する根本原因に対処するために適切にデザインされている。またそれらの改善措置が適用されていることを判断する。
- (b) 過去に識別された不備に対処するために適用された改善措置は有効である。
44. 改善措置が適切にデザイン及び適用されていない、又は有効ではないと判断された場合、監視及び改善プロセスの運用責任を付与された者は、改善措置が有効となるように適切に修正されていることを判断するための適切な行動をとらなければならない。

特定の業務に関する発見事項

45. 監査事務所は、業務の実施中に必要な手続が省かれた、又は発行された報告書が適切ではない業務があると発見事項が示している場合には、当該状況に対応しなければならない。監査事務所の対応には、以下が含まなければならない。(A173項参照)
- (a) 関連する職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って、適切に対処する。
- (b) 報告書が適切ではないと判断される場合、法律上の助言を得るかどうかを検討することを含め、その影響を考慮して適切に対処する。

監視及び改善に関する継続的なコミュニケーション

46. 監視及び改善プロセスの運用責任を付与された者は、品質マネジメントシステムに対して最終責任と説明責任を付与された者、及び品質マネジメントシステムの運用責任を付与された者に対して、以下の事項を適時に報告しなければならない。(A174項参照)
- (a) 実施した監視活動の内容
- (b) その重大性及び広範性を含む、識別された不備
- (c) 識別された不備に対処するための改善措置
47. 監査事務所は、監査チーム及び品質マネジメントシステムにおいて活動を割り当てられたその他の者に対して、その責任に応じて迅速かつ適切な行動を行えるように、第46項に記載された事項を報告しなければならない。

ネットワークの要求事項又はネットワークのサービス

48. 監査事務所は、ネットワークに属する場合、該当するときには以下の事項を理解しなければならない。(A19項、A175項参照)

- (a) 監査事務所の品質マネジメントシステムに関してネットワークが確立した要求事項。これには、監査事務所が、ネットワークがデザインした若しくは提供した、又はネットワークを通じて提供されたリソース又はサービスを適用又は利用する要求事項（すなわち、ネットワークの要求事項）が含まれる。
- (b) 監査事務所の品質マネジメントシステムのデザイン、適用又は運用において監査事務所が適用又は使用を選択できる、ネットワークが提供する全てのサービス又はリソース（すなわち、ネットワークのサービス）
- (c) ネットワークの要求事項を適用する又はネットワークのサービスを利用するために必要な全ての措置に対する監査事務所の責任（A176項参照）

監査事務所は、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用における職業的専門家としての判断を含め、品質マネジメントシステムに対し引き続き責任を負う。監査事務所は、本ISQMの要求事項に違反するような、ネットワークの要求事項への準拠又はネットワークのサービスの利用を許容してはならない。（A177項参照）

49. 監査事務所は、第48項で得られた理解に基づき、以下を行わなければならない。
- (a) ネットワークの要求事項又はサービスが、どのように適用されるかを含め、監査事務所の品質マネジメントシステムにどのように関連し、またどのように考慮されるかを決定する。（A178項参照）
 - (b) ネットワークの要求事項又はサービスが、その品質マネジメントシステムでの利用が適切となるために、監査事務所により適応又は補完される必要があるかどうか、また必要がある場合その方法を評価する。（A179項及びA180項参照）

監査事務所の品質マネジメントシステムに関するネットワークの監視活動

50. 監査事務所は、ネットワークが監査事務所の品質マネジメントシステムに関する監視活動を行う場合、以下を行わなければならない。
- (a) 第36項から第38項に従って実施された、監査事務所の監視活動の内容、時期及び範囲に対する、ネットワークの実施した監視活動の影響を判断する。
 - (b) 監査事務所による関連する措置を含む、監視活動に関する監査事務所の責任を判断する。
 - (c) 第40項における発見事項の評価及び不備の識別の一環として、ネットワークから監視活動の結果を適時に入手する。（A181項参照）

ネットワーク・ファーム全体でネットワークが行う監視活動

51. 監査事務所は、以下を行わなければならない。
- (a) ネットワークの要求事項がネットワーク・ファーム全体で適切に実施されていることを確認するための監視活動、及びネットワークが監視活動の結果を監査事務所にどのように伝達するかを含む、ネットワーク・ファーム全体でネットワークが行う監視活動の全体的な範囲を理解する。
 - (b) 少なくとも毎年、ネットワークから、ネットワーク・ファーム全体でのネットワークの監視活動の全体的な結果に関する情報を入手する。また、以下を行う。（A182項からA184項参照）

- (i) 責任に応じて迅速かつ適切に措置を講じることができるように、監査チーム及び場合に応じて品質マネジメントの中で活動を割り当てられた他の者に情報を伝達する。
- (ii) その情報が監査事務所の品質マネジメントシステムに与える影響を検討する。

監査事務所が識別したネットワークの要求事項又はサービスの不備

52. 監査事務所は、ネットワークの要求事項又はサービスにおいて不備を識別した場合、以下を行わなければならない。(A185項参照)
- (a) 識別された不備に関連する情報をネットワークに報告する。
 - (b) 第42項に従って、ネットワークの要求事項又はサービスにおいて識別された不備の影響に対処するために、改善措置をデザイン及び適用する。(A186項参照)

品質マネジメントシステムの評価

53. 品質マネジメントシステムに対して最終的な責任及び説明責任を付与された者は、監査事務所に代わって品質マネジメントシステムを評価しなければならない。当該評価は、ある時点でを行い、また少なくとも年1回実施しなければならない。(A187項からA189項参照)
54. 評価に基づいて、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任及び説明責任を付与された者は、監査事務所に代わって、以下の一つについて結論付けなければならない。(A190項、A195項参照)
- (a) 品質マネジメントシステムは、品質マネジメントシステムの目標が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供する。(A191項参照)
 - (b) 品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用に対し重大ではあるが広範ではない影響を及ぼす識別された不備に関する事項を除き、品質マネジメントシステムは監査事務所に対して、品質マネジメントシステムの目的が達成されているという合理的な保証を提供する。(A192項参照)
 - (c) 品質マネジメントシステムは、品質マネジメントシステムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しない。(A192項からA194項参照)
55. 品質マネジメントシステムに対して最終的な責任及び説明責任を付与された者が第54項(b)又は第54項(c)に記載された結論に達した場合、監査事務所は以下を行わなければならない。(第196項参照)
- (a) 迅速かつ適切な措置を講じる。
 - (b) 以下に報告する。
 - (i) 監査チーム及び品質マネジメントシステムにおいて活動を割り当てられた者(その責任に関連する場合)(A197項参照)
 - (ii) 第34項(e)により要求される、監査事務所の方針又は手続に従った外部当事者(A198項参照)
56. 監査事務所は、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を付与された者、及び品質マネジメントシステムの運用責任を付与された者について定期的な業績評価を実施しなければならない。その際、監査事務所は、品質マネジメントシステムの評価を考慮しなければ

ならない。(A199項からA201項参照)

文書化

57. 監査事務所は、以下を満たす品質マネジメントシステムの文書を作成しなければならない。(A202項からA204項参照)
- (a) 品質マネジメントシステム及び業務の実施に関連した役割と責任の理解を含む、品質マネジメントシステムに関する専門要員の一貫した理解を支援する。
 - (b) 対応の一貫した適用及び運用を支援する。
 - (c) 品質マネジメントシステムに対する最終的な責任と説明責任を付与された者による品質マネジメントシステムの評価を支援するために、対応のデザイン、適用及び運用の証拠を提供する。
58. 監査事務所は、文書の作成において、以下を記載しなければならない。
- (a) **品質**マネジメントシステムに対する最終的な責任と説明責任及び品質マネジメントシステムの運用責任を付与された者についての情報
 - (b) 監査事務所の品質目標及び品質リスク (A205項参照)
 - (c) 対応の説明及び監査事務所の対応が品質リスクにどのように対処するか。
 - (d) 監視及び改善プロセスについては、
 - (i) 実施された監視活動の証拠
 - (ii) 発見事項の評価、並びに識別された不備及び関連する根本原因
 - (iii) 識別された不備に対処するための改善措置及び当該措置のデザインと適用の評価
 - (e) **第54項に基づき下された結論の根拠**
59. 監査事務所は、ネットワークの要求事項やサービスに関連する第58項の事項、並びに第49項(b)に従ったネットワークの要求事項やサービスの評価を文書化しなければならない。(A206項参照)
60. 監査事務所は、品質マネジメントシステムのための文書について、監査事務所の品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用を監視できるように十分な保存期間、又は法令により要求されるより長い保存期間を定めなければならない。

適用指針

本報告書の範囲 (第3項及び第4項参照)

- A1. ISRE 2400 (改訂)⁵及びISAE 3000 (改訂)⁶を含むIAASBの他の公表物も、業務レベルでの品質マネジメントに関する監査責任者の要求事項を規定する。

⁵ 国際レビュー業務基準(ISRE)2400 (改訂)「財務諸表に対するレビュー業務」

⁶ 国際保証業務基準(ISAE)3000 (改訂)「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」

A2. IESBA倫理規程⁷⁵には、職業会計士が公共の利益のために行動する責任を果たせるようにするための職業会計士のための要求事項と適用指針が含まれている。第15項に示されているように、本ISQMに記述されている業務の実施の観点から、質の高い業務の一貫した実施は、公共の利益のために行動するという職業会計士の責任の一部を構成する。

監査事務所の品質マネジメントシステム（第6項から第9項参照）

- A3. 監査事務所は、品質マネジメントシステムの構成要素を記述するために、異なった用語又は枠組みを用いるかもしれない。
- A4. 構成要素の相互に関連した性質の例としては、次のようなものがある。
- ・ 監査事務所のリスク評価プロセスは、品質マネジメントシステム全体にわたってリスク・アプローチを適用する際に、監査事務所が従うべきプロセスを規定する。
 - ・ ガバナンスとリーダーシップの構成要素は、品質マネジメントシステムを支える環境を確立する。
 - ・ リソース及び情報とコミュニケーションの構成要素は、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用を可能にする。
 - ・ 監視及び改善プロセスは、品質マネジメントシステム全体を監視するためのプロセスである。監視及び改善プロセスの結果は、監査事務所のリスク評価プロセスに関連する情報を提供する。
 - ・ 特定の事項が相互に関連することがある。例えば、職業倫理に関する規定の特定の側面は、契約の新規の締結及び更新に係る。
- A5. 品質マネジメントシステムが、第14項(a)及び(b)に記載された目標が達成されないリスクを、許容可能な低い水準にまで減少させる場合に、合理的な保証が得られる。品質マネジメントシステムには固有の限界があるため、合理的な保証は絶対的な保証水準ではない。そのような限界には、意思決定における人間の判断に誤りが生じうること、また例えば人為的なミスや人の行動又は情報技術（IT）アプリケーションの障害により監査事務所の品質マネジメントシステムが立ち行かなくなる可能性があることが含まれる。

ISQMの規範性（第12項参照）

- A6. 本ISQMの目的は、本ISQMの要求事項が規定される背景を提供し、本ISQMの望ましい成果を確立することであり、何を達成すべきか及び必要であればそのための適切な方法を監査事務所が理解するのを助けることである。
- A7. 本ISQMの要求事項は「～しなければならない」を用いて表現されている。
- A8. 適用指針は、必要に応じて、要求事項の追加の説明及びそれを実施するための指針を提供する。特に、適用指針は、
- ・ 要求事項の意味又はその対象とされる範囲を詳しく説明する。
 - ・ 要求事項がどのように適用されるのかを示す例を記載する。

⁷⁵ 国際会計士倫理基準審議会、職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（IESBA 倫理規程）

このような指針自体は要求事項を課すものではないが、要求事項の適切な適用に関連するものである。適用指針は、本ISQMで取り上げられた事項の背景情報も提供する。必要に応じて、公的部門の監査事務所に特有の追加の検討事項が適用指針に含まれている。これらの追加の検討は、本ISQMの要求事項の適用を支援する。しかしながら、それらは、本ISQMの要求事項を適用し遵守する監査事務所の責任を制限又は軽減するものではない。

- A9. 本ISQMには、「定義」という見出しにおいて、本ISQMで使用される特定の用語の意味が記載されている。この定義は、本ISQMの一貫した適用と解釈を助けるために提供されるものであり、法令等の他の目的で規定された定義に優先することを意図したものではない。IFACが出版した *Handbook of International Quality Management, Auditing, Review, Other Assurance, and Related Services Pronouncements* におけるIAASBが発行した国際基準に関する用語集には、本ISQMにおいて定義された用語が含まれている。この用語集には、共通で一貫性のある解釈及び翻訳を助けるために、各ISQMで使用されている他の用語の説明も含まれている。

定義

不備（第16項(a)参照）

- A10. 監査事務所は、発見事項の評価を通じて不備を識別する。不備は、発見事項又は発見事項の組合せから生じることがある。
- A11. 品質リスク又は品質リスクの組合せが識別されていない、又は適切に評価されていない結果として不備が識別された場合、そのような品質リスクに対処するための対応も存在しない、又は適切にデザイン若しくは適用されていない可能性がある。
- A12. 品質マネジメントシステムの他の側面は、以下に対処する本ISQMの要求事項から構成される。
- ・ 責任の付与（第20項から第22項参照）
 - ・ 監査事務所のリスク評価プロセス
 - ・ 監視及び改善プロセス
 - ・ 品質マネジメントシステムの評価

品質マネジメントシステムの他の側面に関連する不備の例

- ・ 監査事務所のリスク評価プロセスは、監査事務所及びその業務の内容及び状況の変化を示す情報、並びに追加の品質目標の設定の必要性を識別しない、又は品質リスク若しくは対応を修正しない。
- ・ 監査事務所の監視及び改善プロセスは、以下のようにデザイン又は適用されていない。
 - 品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用に関して、適合性があり、信頼性が高く、適時な情報を提供する。
 - 適時に不備が改善されるように、監査事務所が、識別された不備に対応して適切な行動を行えるようにする。
- ・ 品質マネジメントシステムの最終的な責任と説明責任を付与された者は、品質マネジメントシステムの年次評価を行わない。

監査チーム（第16項(f)参照）

A13. ISA220（改訂）⁸は、財務諸表監査の観点から、監査チームの定義を適用する際の指針を提供している。

外部の検査（第16項(g)参照）

A14. 状況によっては、外部の監督当局が、例えば、一部の監査事務所について監査業務又は監査事務所全体の実務の特定の側面に注目したテーマ別レビューのような他の種類の検査を実施することがある。

発見事項（第16項(h)参照）

A15. 監査事務所は、監視活動、外部の検査及び他の関連する情報源から発見事項を蓄積する一環として、品質マネジメントシステムを改善する又はさらに強化するための好ましい結果や機会等、監査事務所の品質マネジメントシステムに関するその他の所見を識別することがある。A158項は、品質マネジメントシステムにおいて、監査事務所がその他の所見をどのように使用するかについて説明している。

A16. A148項は、他の関連する情報源からの情報の例を示している。

A17. 監視活動には、業務の検査等の業務レベルでの監視が含まれる。さらに、外部の検査及び他の関連する情報源には、個別の業務に関する情報が含まれる場合がある。したがって、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用に関する情報には、品質マネジメントシステムに関連した発見事項を示唆する可能性のある業務レベルの発見事項が含まれる。

監査事務所（第16項(i)参照）

A18. 職業倫理に関する規定における「監査事務所」の定義は、本ISQMに規定されている定義とは異なる可能性がある。

ネットワーク（第16項(l)、第48項参照）

A19. ネットワーク及びネットワーク内の監査事務所は、様々な方法で構成されている。例えば、監査事務所の品質マネジメントシステムの観点では、

- ネットワークは、品質マネジメントシステムに関連した監査事務所のための要求事項を確立する、又は品質マネジメントシステム若しくは業務の実施において監査事務所が利用するサービスを提供することがある。
- ネットワーク内の他の事務所は、品質マネジメントシステム又は業務の実施において監査事務所が使用するサービス（例えば、リソース）を提供することがある。
- ネットワーク内の他の組織体又は組織は、品質マネジメントシステムに関する監査事務所に対する要求事項を確立する、又はサービスを提供することがある。

⁸ ISA 220（改訂）、A15 項から A25 項

本 ISQM においては、ネットワーク、ネットワーク内の他の監査事務所又はネットワーク内の別の組織体や組織から得られたネットワークの要求事項又はネットワークのサービスは、「ネットワークの要求事項又はネットワークのサービス」であると考えられる。

専門要員(第16項(n)参照)

- A20. 監査事務所は、専門要員(すなわち監査事務所内の者)に加えて、品質マネジメントシステムにおける活動の実施において又は業務の実施において、監査事務所外の者を利用することがある。例えば、監査事務所外の者には、ネットワーク内の他の事務所の者(例えば、ネットワーク・ファームのサービス提供センター内の者)又はサービス・プロバイダーによって雇用されている者(例えば、監査事務所のネットワーク外の別の監査事務所の構成単位の監査人)が含まれることがある。
- A21. 専門要員には、監査事務所のサービス提供センターなど、監査事務所の他の組織体における社員や専門職員も含まれる。

職業倫理に関する規定(第16項(t)、第29項参照)

- A22. 品質マネジメントシステムの観点から適用可能な職業倫理に関する規定は、監査事務所及びその業務の内容及び状況によって異なる。「職業会計士」という用語は、職業倫理に関する規定において定義されている。例えば、IESBA倫理規程は、「職業会計士」という用語を定義し、また会計事務所等所属の個々の職業会計士とその事務所に適用されるIESBA倫理規程の規定の範囲をさらに説明している。
- A23. IESBA倫理規程は、IESBA倫理規程の特定の部分を職業会計士が遵守することを法令が妨げる状況を取り扱っている。さらに、一部の管轄区域ではIESBA倫理規程に記載されているものとは異なる又はそれを超える法令の規定がある可能性があり、これらの管轄区域の職業会計士は当該差異に注意し、法令により禁止されない限り、より厳格な規定に従う必要があることも認めている。
- A24. 職業倫理に関する規定の様々な規定のうち、業務を実施している個人のみには当てはまり、監査事務所そのものには当てはまらないものがある。例えば、
- ・ IESBA倫理規程のパート2は、業務委託か、従業員か、若しくは所有者かにかかわらず、監査事務所との関係に従って職業専門家としての活動を実施している会計事務所等所属の職業会計士である個人に適用され、業務を実施する状況において重要であるかもしれない。
 - ・ IESBA倫理規程のパート3及びパート4の特定の要求事項も、依頼人のために専門的活動を行う会計事務所等所属の職業会計士である個人に適用される。
- 個人によるこのような職業倫理に関する規定の遵守は、監査事務所の品質マネジメントシステムによって対処される必要があるかもしれない。

監査事務所ではなく個人のみ適用される、業務の実施に関連する職業倫理に関する規定の例
IESBA倫理規程のパート2は、基本原則への違反のプレッシャーを扱っており、個人が次のことを行うことを禁止する要求事項を含んでいる。

- ・ 他者からのプレッシャーが基本原則の遵守違反につながることを容認する。

- ・ 他者が基本原則に違反する結果となると当該職業会計士が知っている又は合理的に考えるプレッシャーをかける。
- 一例として、業務を実施する際に、監査チームの監査責任者又はその他の上級メンバーが基本原則に違反するようプレッシャーをかけたと個人が考える場合に、このような状況が生じると考えられる。

対応（第16項(u)参照）

- A25. 方針は、その方針が適用される専門要員やその他の者（監査チームを含む。）の行動、又は監査事務所の方針と矛盾するような行動の抑制により適用される。
- A26. 手続は、正式な文書及びその他のコミュニケーションを通じて義務づけられる場合もあれば、義務づけられるのではなく監査事務所の文化によって培われた行動から生じる場合もある。手続は、ITアプリケーションによって可能となった行動により、又は監査事務所のIT環境の他の側面により、実行されることがある。
- A27. 監査事務所は、品質マネジメントシステムにおいて又は業務の実施において、監査事務所外の者を利用する場合には、その者の行動に対処するために異なった方針又は手続をデザインする必要があるかもしれない。ISA220（改訂）⁹は、財務諸表監査の観点から、監査事務所の外部の者の行動に対処するために、監査事務所が異なった方針又は手続をデザインする必要がある場合の指針を提供している。

サービス・プロバイダー（第16項(v)参照）

- A28. サービス・プロバイダーには、監査事務所のネットワーク外の他の監査事務所の構成単位の監査人が含まれる。

関連する要求事項の適用と遵守（第17項参照）

A29. 本ISQMの要求事項が監査事務所に関連しない場合の例

- ・ 監査事務所が個人事務所である。例えば、組織構造への対処、並びに監査事務所における役割、責任及び権限の分担、指揮、監督及び査閲、並びに判断の相違への対処に関する要求事項は関連しないかもしれない。
- ・ 監査事務所は、関連するサービス業務のみを実施する。例えば、監査事務所が関連するサービス業務について独立性を維持することが要求されていない場合、全ての専門要員から独立性に関する要求事項の遵守を文書で確認する要求事項は該当しないであろう。

品質マネジメントシステム

品質マネジメントのデザイン、適用及び運用（第19項参照）

- A30. 品質マネジメントは、監査事務所の独立した機能ではない。それは品質への取り組みを示す文化と、監査事務所の戦略、事業活動及び業務プロセスとの統合である。したがって、品質マネジメントシステムと監査事務所の事業活動及び業務プロセスを統合的にデザインすることにより、

⁹ SA 220（改訂）、A23項からA25項

監査事務所を管理するための調和のとれたアプローチを促進し、また品質マネジメントの有効性を高めることができる。

- A31. 監査事務所が行使する職業的専門家としての判断の質は、その判断を行う者が常に疑問を持つ姿勢を示すときに向上する可能性が高い。そのような姿勢には以下が含まれる。
- ・ 監査事務所及びその業務の内容及び状況に関連する情報を含む、品質マネジメントシステムに関して入手された情報の情報源、関連性及び十分性を考慮する。
 - ・ 追加の調査又はその他の行動の必要性を排除せず、またその必要性に気を配っている。

責任（第20項及び21項、第28項(d)）

- A32. ガバナンスとリーダーシップの構成要素には、監査事務所が、事務所の品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用を可能にするのに適切な組織構造を有し、かつ、そのような役割、責任及び権限の付与を行っているという品質目標が含まれる。
- A33. 監査事務所は、第20項に従った品質マネジメントシステムに関連する責任の付与にかかわらず、品質マネジメントシステムに最終的な責任を負い、また付与された役割について各担当者に責任及び説明責任を負わせることにも最終的な責任を負う。例えば、監査事務所は、第53項及び第54項に従って、品質マネジメントシステムの評価及びその結論を品質マネジメントシステムに最終的な責任及び説明責任を付与された者に割り当てた場合でも、その評価及び結論に責任を負う。
- A34. 第20項の事項について責任を付与された者は、通常、監査事務所の社員であり、第21項によって要求されるように監査事務所内で適切な影響力と権限を有する。しかしながら、監査事務所の法的構造に基づく、監査事務所又は監査事務所のネットワークによる正式な取り決めにより当該役割を果たすべく監査事務所内で適切な影響力と権限を有している者は、監査事務所の社員ではない場合がある。
- A35. 監査事務所がどのように事務所内の役割、責任及び権限を付与するかは一定でなく、リーダーシップと経営構造又はその付与された責任に影響を及ぼす特定の要求事項が法令により定められることがある。第20項の事項に対する責任を付与された者は、他の者に役割、手続、タスク又は行動を割り当て、自らの責任を果たす際に支援させることができる。しかしながら、第20項の事項の責任を付与された者は、付与された責任に対して、その責任と説明責任を負い続ける。

役割と責任の付与がどのように行われるかを示す、適用の柔軟性の例

- ・ 複雑でない監査事務所では、品質マネジメントシステムに対する最終的な責任と説明責任は、事務所の監督に単独で責任を負う一人の経営担当の社員に割り当てられる場合がある。この者は、品質マネジメントシステムの運用責任、独立性に関する要求事項の遵守、並びに監視及び改善プロセスを含む、品質マネジメントシステムの全ての側面に対しても責任を負う。
- ・ より複雑な監査事務所では、監査事務所の組織構造を反映する複数のレベルのリーダーシップが存在する可能性があり、また外部の者から構成される業務執行に関与せずに監督を行う独立した統治機関を有する場合がある。さらに、監査事務所は、職業倫理に関する規定の遵守に関する運用責任やサービスラインの経営に関する運用責任など、第20

項(c)で規定された範囲を超える品質マネジメントシステムの特定の側面に関する運用責任を付与する場合がある。

- A36. 独立性に関する要求事項の遵守は、財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証業務の実施に不可欠であり、また監査事務所の報告書に依拠する利害関係者も、独立性に関する要求事項の遵守を期待している。独立性に関する要求事項を遵守するための運用上の責任を付与された者は、それに対する一貫性のある確固たるアプローチを監査事務所がデザインし適用できるように、通常、独立性に関連する全ての事項を監督する責任がある。
- A37. 法令又は職業的専門家としての基準は、専門資格、専門教育又は継続的な専門性の向上のための要求事項など、第20項の事項に対する責任を付与された者を対象として追加の要求事項を設定する場合がある。
- A38. 品質マネジメントシステムの運用責任を付与された者の適切な経験と知識には、通常、監査事務所の戦略的意思決定と行動の理解及び事務所の事業運営に関する経験が含まれる。

事務所のリスク評価プロセス（第23項参照）

- A39. 監査事務所がリスク評価プロセスをどのようにデザインするかは、事務所がどのような構造及び組織かを含む、事務所の性質及び状況によって影響を受ける可能性がある。

監査事務所のリスク評価プロセスがどのように異なるかを示す適用の柔軟性の例

- ・ 複雑でない監査事務所では、品質マネジメントシステムの運用の責任を付与された者は、リスク評価プロセスを実施するために、監査事務所及びその業務を十分に理解しているかもしれない。さらに、品質目標、品質リスク及び対応の文書化は、より複雑な監査事務所の場合ほど広範ではないかもしれない（例えば、単一の文書にまとめられているかもしれない。）。
- ・ より複雑な監査事務所では、複数の担当者と多数の活動を含む正式なリスク評価プロセスが存在するかもしれない。このプロセスは、一元化されている（例えば、品質目標、品質リスク及び対応は、全ての事業部門、機能及びサービスラインに対して一律に設定されている）、又は分散している（例えば、品質目標、品質リスク及び対応は、事業部門、機能及びサービスラインのレベルで設定され、アウトプットが事務所レベルで統合される）かもしれない。また、監査事務所のネットワークが、事務所の品質マネジメントシステムに含まれる品質目標、品質リスク及び対応を当該事務所に提供することもある。

- A40. 品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、及び対応のデザインと適用のプロセスは反復して行われるものであり、本ISQMの要求事項は画一的に適用することを意図したものではない。例えば、
- ・ 事務所は、品質リスクを識別し評価する際に、追加の品質目標を設定する必要があると判断することがある。
 - ・ 事務所は、対応をデザインし適用する際に、ある品質リスクが識別及び評価されていないと判断することがある。

A41. 監査事務所が品質目標を設定し、品質リスクを識別して評価し、対応をデザインし適用する際に必要となる情報源は、事務所の情報とコミュニケーションの構成要素の一部であり、また以下を含む。

- ・ 事務所の監視及び改善プロセスの結果（第42項及びA171項参照）
- ・ 以下を含む、ネットワーク又はサービス・プロバイダーからの情報
 - ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスに関する情報（第48項参照）。
 - ネットワーク・ファーム全体でネットワークが実施した監視活動の結果に関する情報も含む、ネットワークからのその他の情報（第50項及び第51項参照）。

以下のような事務所内外からのその他の情報も、監査事務所のリスク評価プロセスに関連するかもしれない。

- ・ 職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って業務を遂行しなかったこと、又は本ISQMに従って設定された事務所の方針若しくは手続の不遵守に関する、不服と疑義の申立てに関する情報
- ・ 外部の検査の結果
- ・ 監査事務所が業務を実施する企業に関する証券監督当局からの情報など（例えば、企業の財務諸表における不正又は証券規制の不遵守）、監査事務所が業務を行う企業に関して提供された規制当局からの情報
- ・ システムのその他の側面に影響を与える品質マネジメントシステムの変更、例えば、監査事務所のリソースの変更
- ・ 監査事務所又はその管轄区域内の他の事務所に対する規制行為及び訴訟など、監査事務所が検討すべき領域に光を当てる外部要因

品質目標の設定（第24項参照）

A42. 法令又は職業的専門家としての基準は、追加の品質目標をもたらす要求事項を定めるかもしれない。例えば、監査事務所は、業務執行に関与しない者を選任し、事務所のガバナンス体制を担わせることを法令で義務付けられる可能性があり、事務所は当該要求事項に対応するための追加的な品質目標を設定することが必要であると考えられる。

A43. 監査事務所及びその業務の内容及び状況によっては、監査事務所が追加の品質目標を設定する必要がないかもしれない。

A44. 監査事務所は、その品質リスクの識別と評価及び対応のデザインと適用を助ける下位目標を設定することができる。

品質リスクの識別と評価（第25項参照）

A45. 第25項(a)に記載されていない他の状況、事象、環境又は行動の有無が、品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。

A46. リスクは、どのように及びどの程度、状況、事象、環境又は行動の有無が品質目標の達成に悪影響を及ぼしうるかということに基づき生じる。全てのリスクが品質リスクの定義を満たしているわけではない。職業的専門家としての判断は、リスクが品質リスクであるかどうかを監査

事務所が判断する際に役立つ。この判断は、リスクが発生する合理的な可能性があるかどうか、並びに個別に又は他のリスクと組み合わせさせて、一つ又は複数の品質目標の達成に悪影響を及ぼす合理的な可能性があるかどうかについての監査事務所の検討に基づいている。

品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある状況、事象、環境又は行動の有無に関する監査事務所の理解の例	発生する可能性のある品質リスクの例
<ul style="list-style-type: none"> 監査事務所の戦略的及び業務的意思決定、並びに行動、ビジネスプロセス及びビジネスモデル: 監査事務所の全体としての財務目標は、監査事務所が提供する本ISQMの範囲に含まれないサービスの範囲に大きく依存している。 	<p>ガバナンスとリーダーシップの観点から、これは以下のような多くの品質リスクを生じさせる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> リソースは、本ISQMの範囲外のサービスを優先して配分され又は割り当てられており、本ISQMの範囲内の業務の品質に悪影響を及ぼす可能性がある。 財務上及び業務上の優先順位に関する意思決定は、本ISQMの範囲内の業務の実施における品質の重要性を十分に又は適切に考慮していない。
<ul style="list-style-type: none"> リーダーシップの特徴と経営者スタイル: 監査事務所は、権限を共有する少数の監査責任者による小規模な監査事務所である。 	<p>ガバナンスとリーダーシップの観点から、これは以下のような多くの品質リスクを生じさせる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質に関するリーダーシップの責任及び説明責任が明確に定義されておらず、また割り当てられていない。 品質を向上させないリーダーシップの行動や姿勢が疑問視されない。
<ul style="list-style-type: none"> 監査事務所の複雑さと業務上の特徴: 他の監査事務所との合併が最近完了した。 	<p>リソースの観点から、以下のような多くの品質リスクが生じる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併した二つの監査事務所が利用するテクノロジー資源が適合しない可能性がある。 監査チームが、合併前の監査事務所によって開発された知的資源を使用しており、これが合併後の新監査事務所が使用する新しい方法ともはや一致しない。

A47. 品質マネジメントシステムの内容が進化していることを考慮すると、監査事務所によってデザインされ適用された対応は、さらなる品質リスクをもたらす状況、事象、環境又は行動の有無を生じさせる可能性がある。例えば、監査事務所は、品質リスクに対処するためにリソース（例えば、テクノロジー資源）を導入した場合、そのようなリソースの利用から品質リスクが生じる可

能性がある。

A48. リスクが個別に又は他のリスクと組合さって品質目標の達成に悪影響を与える程度は、リスクを生じさせる状況、事象、環境又は行動の有無によって変わる。例として以下を考慮する。

- ・ 状況、事象、環境又は行動の有無が品質目標の達成にどのような影響を与えるか。
- ・ 状況、事象、環境又は行動の有無がどの程度頻繁に発生することが見込まれるか。
- ・ 状況、事象、環境又は行動の有無が一定の効果を有するまでにどの程度の期間を要するか、またその間に監査事務所が状況、事象、環境又は行動の有無の影響を緩和するために対応する機会を持つかどうか。
- ・ 状況、事象、環境又は行動の有無は、いったん発生したならば、どの程度の期間において品質目標の達成に影響を与えるか。

品質リスクの評価では、正式な格付け又は採点を行う必要はない。ただし、監査事務所はそのような格付けまたは採点を行っても良い。

品質リスクに対処するための対応のデザインと適用 (第16項(u)、第26項)

A49. 対応の内容、時期及び範囲は、品質リスクに対する評価の理由、すなわち発生可能性及び一つ又は複数の品質目標の達成に及ぼす影響に基づいている。

A50. 監査事務所がデザインし適用する対応は、監査事務所レベル又は業務レベルで運用される場合もあれば、監査事務所レベル及び業務レベルでとるべき行動の責任が組み合わされる場合もある。

監査事務所及び業務の両方のレベルで運用する監査事務所がデザインし適用する対応の例
 監査事務所は、監査チームがコンサルテーションを行うべき相手、及びコンサルテーションが必要な具体的な事項を含む、コンサルテーションのための方針又は手続を定める。監査事務所は、コンサルテーションを行う適切な資格と経験を有する者を選任する。監査チームは、コンサルテーションを実施する時期の特定及びコンサルテーションの開始、並びにコンサルテーションによる結論の実施に責任を負う。¹⁰

A51. 監査事務所全体での一貫性を達成するために、多くの専門要員を有する又は地理的に分散している監査事務所の方が、正式に文書化された方針又は手続の必要性が高いかもしれない。

監査事務所又はその業務の内容及び状況の変化 (第27項参照)

A52. *監査事務所及びその業務の内容及び状況の変化に関する情報を識別するための方針又は手続がどのように変わるかを示すための適用の柔軟性の例*

- ・ 複雑でない監査事務所は、特に品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、並びに対応のデザインと適用に責任を有する者が、その活動の通常のプロセスにおいて当該情報を識別することができる場合に、監査事務所又はその業務の内容及び状況の変化に関する情報を識別するための非公式の方針又は手続を有するかもしれない。

¹⁰ ISA 220 (改訂)、第 35 項

- ・ より複雑な監査事務所では、監査事務所又はその業務の内容及び状況の変化に関する情報を識別し検討するために、正式な方針又は手続を策定する必要があるかもしれない。これには、例えば、監査事務所の内外的環境におけるトレンドや事象の継続的な追跡を含む、監査事務所及びその業務の性質及び状況に関する情報の定期的なレビューが含まれる。

- A53. 第42項に従って識別された不備に対処するための、監査事務所が実施する改善措置の一環として、追加の品質目標を設定する、又は品質リスク及び対応を追加若しくは変更する必要があるかもしれない。
- A54. 監査事務所は、本ISQMによって規定されたものに追加して、品質目標を設定しているかもしれない。また、監査事務所は、すでに設定した追加の品質目標が不要になった又は修正する必要があることを示す情報を識別することがある。

ガバナンスとリーダーシップ

品質へのコミットメント (第28(a)参照)

A55. 監査事務所の文化は、専門要員の行動に影響を与える重要な要素である。職業倫理に関する規定は、通常、職業倫理の原則を規定するものであり、本ISQMの職業倫理に関する規定の構成要素において詳しく述べている。専門家としての価値観や姿勢には以下が含まれる。

- ・ 専門家らしさ、例えば、時間厳守、礼儀正しさ、敬意、説明責任、対応の速さ、及び信頼性。
- ・ チームワークへのコミットメント
- ・ 専門分野の環境において、新しいアイデアや異なる視点に対してオープンであること
- ・ エクセレンスの追求
- ・ 継続的な改善へのコミットメント (例えば、最低限の要求を超えた期待を設定し、継続的な学習に力を入れる。)
- ・ 社会的責任

A56. 事業戦略の策定を含む監査事務所の戦略的意思決定プロセスには、財務上及び業務上の意思決定、事務所の財務目標、財務的なリソースの管理方法、事務所の市場シェアの拡大、業界における専門性、又は新サービスの提供等の事項が含まれる。監査事務所の財務上及び業務上の優先事項は、品質に対するコミットメントに直接的又は間接的に影響を与える可能性がある。例えば、品質へのコミットメントを示す行動を妨げうる、財務上及び業務上の優先事項を重視したインセンティブが生じる可能性がある。

リーダーシップ (第28項 (b) 及び第28項 (c) 参照)

- A57. リーダーシップに品質に対する責任及び説明責任を負わせるために監査事務所がデザイン及び適用した対応には、第56項で要求される業績評価が含まれる。
- A58. リーダーシップは、行動と姿勢を通じて経営者の姿勢を確立するが、監査事務所内のあらゆるレベルにおける明確で一貫性のある頻繁な行動とコミュニケーションが、総合的に監査事務所の文化の発展に貢献し、また品質へのコミットメントを示す。

組織構造（第28項(d)参照）

A59. 監査事務所の組織構造には、事業単位、業務プロセス、部門又は所在地、及びその他の構造が含まれる場合がある。監査事務所は、場合によっては、サービス提供センターにプロセス又は活動を集約又は一元化することがあり、また監査チームには、反復的又は専門的な性質のタスクを実施する、事務所のサービス提供センターの専門要員が含まれることがある。

リソース（第28項(e)参照）

A60. 品質マネジメントシステムの最終的な責任及び説明責任、又は運用上の責任を付与された者は、ほとんどの場合、監査事務所が入手、開発、使用及び維持するリソースの内容及び範囲、並びにそれらのリソースがいつ使用されるかを含む、どのように配分され又は割り当てられるかについて影響力を持つ。

A61. リソースのニーズは時間とともに変化するため、全てのリソースのニーズを予測することは現実的ではない。監査事務所のリソース計画には、現在必要なリソースの決定、事務所の将来におけるリソースのニーズの予測、及び予期せぬリソースのニーズが発生した場合に対処するプロセスの確立が含まれるだろう。

職業倫理に関する規定（第16項(t)、第29項参照）

A62. IESBA倫理規程は、職業会計士に期待される行動規範を確立する倫理の基本原則を規定し、また国際独立性基準を規定している。基本原則は、誠実性、客観性、職業専門家としての能力、正当な注意、守秘義務及び職業専門家としての行動である。また、IESBA倫理規程は、職業会計士が基本原則に準拠するために、また該当する場合には、国際独立性基準に準拠するために適用することが求められるアプローチを明記している。さらに、IESBA倫理規程は、基本原則の遵守に関連する具体的なトピックも扱っている。管轄区域の法令によっては、情報の守秘義務に影響を及ぼすプライバシー法等、独立性を含む倫理規程を扱った規定も含むことがある。

A63. 場合によっては、その品質マネジメントシステムにおいて監査事務所が取り組む事項は、職業倫理に関する規定よりも具体的である、又は職業倫理に関する規定に追加されるものである場合がある。

監査事務所がその品質マネジメントシステムに含める、職業倫理に関する規定よりも具体的又は追加的である規定の例

- ・ 監査事務所は、価値がわずかで重要ではない場合であっても、依頼人からの贈答及び接待を受けることを禁じている。
- ・ 監査事務所は、他の保証又は関連サービス業務を実施する者を含め、全ての監査責任者のローテーション期間を設定し、また当該ローテーション期間を監査チームの全ての上級メンバーに適用する。

A64. その他の構成要素が職業倫理に関する規定の構成要素に影響を与える又は関連する可能性がある。

職業倫理に関する規定の構成要素とその他の構成要素との関係の例

- ・ 情報とコミュニケーションの構成要素は、以下を含む、職業倫理に関する規定に関連す

る様々な事項のコミュニケーションに対処する可能性がある。

- 監査事務所は、独立性に関する要求事項の対象となる全ての専門要員及びその他の者に独立性に関する要求事項を伝達する。
- 専門要員及び監査チームは報復を恐れることなく、監査事務所に、独立性に対する阻害要因又は職業倫理に関する規定の違反を生じさせる可能性がある状況など関連する情報を伝達する。
- リソースの構成要素について、監査事務所は、以下を実施することがある。
 - 職業倫理に関する規定の遵守を管理及び監視する者、又は職業倫理に関する規定に関する事項についてコンサルテーションを行う者を選任する。
 - ITアプリケーションを使用して、独立性に関する情報の記録と保管を含む、職業倫理に関する規定の遵守を監視する。

A65. その他の者に適用される職業倫理に関する規定は、職業倫理に関する規定、及び監査事務所が品質マネジメントシステム又は業務の実施においてその他の者をどのように利用するかに左右される。

その他の者に適用される職業倫理に関する規定の例

- 職業倫理に関する規定には、ネットワーク・ファーム又はネットワーク・ファームの従業員に適用される、独立性に関する要求事項が含まれる。例えば、IESBA倫理規程は、ネットワーク・ファームに適用される独立性に関する要求事項を含んでいる。
- 職業倫理に関する規定には、監査チーム又はその他の類似のコンセプトの定義が含まれる場合があり、その定義には、業務において保証手続を実施する全ての者が含まれる(例えば、遠隔地からの実地棚卸の立会を行う構成単位の監査人又はサービス・プロバイダー)。したがって、職業倫理に関する規定において定義された監査チーム又はその他の類似のコンセプトに適用される職業倫理に関する規定の要求事項が、そのような者にも当てはまる可能性がある。
- 守秘義務の原則は、監査事務所が入手した依頼人の情報にアクセスできる監査事務所のネットワーク、その他のネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーに適用される。

公的部門の考慮事項

A66. 公的部門の監査人は、独立性に関連する本ISQMの品質目標を達成する際に、公的部門の規則及び法定の措置の観点から、独立性に対処することができる。

契約の新規の締結及び更新

業務の内容及び状況、並びに依頼人の誠実性と倫理的価値 (第30項(a)(i)参照)

A67. 業務の内容及び状況について入手した情報には、以下が含まれるかもしれない。

- 業務を実施する対象の企業の業種及び関連する規制要因
- 企業の性質(例えば、事業、組織構造、所有権とガバナンス、ビジネスモデル及び資金調達方法)

- ・ 基礎となる主題及び適用される規準の内容。例えば、統合報告書の場合
 - 基礎となる主題には、社会、環境及び安全・衛生に関する情報が含まれるかもしれない。
 - 適用される規準は、認知された専門家団体によって設定された業績評価指標であるかもしれない。

A68. 依頼人の誠実性及び倫理的価値に関する監査事務所の判断を支持するために入手した情報には、依頼人の主要な所有者、主要な経営者及び監査役等の身元及び事業上の評判が含まれる場合がある。

依頼人の誠実性及び倫理的価値について入手した情報の内容と範囲に影響を与える可能性のある要因の例

- ・ 所有権と経営構造の複雑さを含む、業務が実施されている企業の性質
- ・ 事業慣行を含む、依頼人の事業の内容
- ・ 依頼人の主要な所有者、主要な経営者及び監査役等の、会計基準の積極的な解釈や内部統制環境等に対する姿勢に関する情報
- ・ 依頼人は、監査事務所の報酬を可能な限り抑えることに積極的に関心を持っているか。
- ・ 業務範囲について依頼人が課した制限
- ・ 依頼人がマネーロンダリング等の犯罪に巻き込まれている兆候
- ・ 監査事務所の選任理由及び前回事務所の不再任の理由
- ・ 関連当事者に関する情報及び事業上の評判

- A69. 監査事務所は、以下を含む様々な内部及び外部の情報源から情報を入手することができる。
- ・ 既存の依頼人の場合、適宜、現在若しくは過去の業務からの情報、又は当該依頼人のために他の業務を行った他の専門要員への質問。
 - ・ 新規依頼人の場合、職業倫理に関する規定に従って、当該依頼人に対して職業専門家として会計業務を現在又は過去に提供している者に質問を行う。
 - ・ 銀行、法律顧問及び同業他社等の第三者と討議する。
 - ・ 関連するデータベース(知的資源である場合がある)のバックグラウンド調査。場合によっては、監査事務所がサービス・プロバイダーを使用してバックグラウンド調査を実施することがある。
- A70. 監査事務所による契約の新規の締結及び更新プロセスで得られた情報は、業務を計画し実施する監査チームに関連することがある。職業的専門家としての基準は、そのような情報を入手又は検討することを具体的に監査チームに要求する。例えば、ISA 220 (改訂)¹¹は、監査業務を計画し実施する際に、契約の新規の締結及び更新プロセスで得られた情報を考慮することを監査責任者に要求している。

¹¹ ISA220 (改訂)、第23項

A71. 職業的専門家としての基準又は適用される法令には、契約の新規の締結及び更新の前に対処する必要のある具体的な規定が含まれることがあり、また契約の受嘱前に現在の事務所又は前任事務所に質問することを監査事務所に要求することもある。例えば、監査人の変更があった場合、ISA300¹²は初度監査が開始する前に、監査人が職業倫理に関する規定に準拠して前任監査人に連絡をとることを要求している。また、IESBA倫理規程には、契約の新規の締結及び更新に関連する利益相反を検討する要求事項が含まれており、また財務諸表の監査又はレビューの業務を受嘱する際には、現任又は前任の事務所と連絡をとる要求事項が含まれている。

監査事務所の業務を実施する能力（第30項(a)(i)参照）

A72. 職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って業務を実施する監査事務所の能力は、以下によって影響を受けることがある。

- ・ 業務を実施するために適切なリソースを利用できるかどうか。
- ・ 業務を実施するための情報又は当該情報を提供する者にアクセスできるかどうか。
- ・ 監査事務所及び監査チームが、職業倫理に関する規定に関する責任を果たすことができるかどうか。

業務を実施するために適切なリソースが利用可能かどうかを判断する際に監査事務所が考慮する要因の例

- ・ 業務の状況及び報告期限。
- ・ 業務を実施するための十分な時間を含む、適切な適性と能力を有する者が利用できること。これらの者には以下が含まれる。
 - 業務の指揮及び監督に対する全体的な責任を負う者
 - 関連する業界若しくは基礎となる主題若しくは主題情報の作成に当たって適用される規準に関する知識、並びに関連する規制又は報告の要求事項に関する経験を有する者
 - グループ財務諸表の監査を目的として、構成単位の財務情報に対する監査手続を実施する者
- ・ 必要な場合、専門家が利用できること。
- ・ 審査が必要な場合、ISQM 2の適格性に関する要求事項を満たす者が利用できるかどうか。
- ・ テクノロジー資源の必要性。例えば、監査チームが企業のデータに対して手続を実施できるようにするITアプリケーションの必要性
- ・ 知的資源の必要性。例えば、手法、業界若しくは主題に特化したガイド、又は情報源へのアクセス

¹² ISA 300「監査計画」、第13項(b)

監査事務所の財務上及び業務上の優先事項（第30項(b)参照）

- A73. 財務上の優先事項では監査事務所の収益性が重視されることがあり、業務による報酬は監査事務所の財務上のリソースに影響を与える。業務上の優先事項には、監査事務所の市場シェアの拡大、業界における専門性又は新サービスの提供等の戦略的重点分野が含まれるかもしれない。監査事務所が業務に関して提示された報酬に満足していたとしても、契約の新規の締結及び更新が適切ではない状況がある（例えば、依頼人が誠実性及び倫理的価値を欠いている場合）。
- A74. 業務の内容及び状況を考慮すると業務に対し提示される報酬が不十分な場合もあり、監査事務所が職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って業務を適切に実施できなくなる可能性がある。IESBA倫理規程は、業務に関して提示される報酬が低すぎる場合に、職業的専門家としての能力及び正当な注意という基本原則の遵守が阻害される状況を含む、報酬その他の種類の対価を扱っている。

業務の実施

監査チームの責任、並びに指揮、監督及び査閲（第31項(a)及び第31項(b)参照）

- A75. 職業的専門家としての基準又は適用される法令には、監査責任者の全体的な責任に関する具体的な規定が含まれる。例えば、ISA 220（改訂）は、監査チームの適切な指揮及び監督、並びに作業の査閲に関する責任を含む、業務品質を管理及び達成し、また業務全体に十分かつ適切に関与する監査責任者の全体的な責任を扱っている。

A76. 指揮、監督及び査閲の例

- ・ 監査チームの指揮及び監督には、以下が含まれる。
 - 業務の進捗状況の確認。
 - 監査チームのメンバーについて、以下を検討する。
 - ・ 指示内容を理解しているか。
 - ・ 業務へのアプローチ計画に沿って作業が行われているか。
 - 業務中に生じた事項に対処し、その重要性を考慮し、また計画されたアプローチを適切に修正する。
 - 業務中に経験豊富な業務チームメンバーがコンサルテーション又は検討する事項を特定する。
- ・ 実施された作業の査閲には、以下の事項の検討が含まれる。
 - 作業は、監査事務所の方針と手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って実施されている。
 - さらなる検討が必要な重要な事項が提起された。
 - 適切なコンサルテーションが行われ、またその結論が文書化及び実施されている。
 - 計画された作業の内容、時期及び範囲を改訂する必要がある。
 - 実施された作業は到達した結論を裏づけ、適切に文書化されている。
 - 保証業務に関して得られた証拠は報告書を裏付けるのに十分かつ適切である。
 - 業務の手続の目的が達成されている。

A77. 状況によっては、監査事務所は業務上の手続を行うために、監査事務所のサービス提供センターの専門要員を利用する場合もあれば、他のネットワーク・ファームのサービス提供センターの者を利用する場合もある（すなわち、そのような専門要員又はその他の者を監査チームに含める。）。そのような状況では、監査事務所の方針又は手続は、当該者の指揮及び監督、並びにその作業の査閲を以下のように具体的に扱っている。

- ・ サービス提供センターの担当者にとの業務を割り当てるか。
- ・ 監査責任者又はその指示を受けた者が、サービス提供センターの担当者が行う作業をどのように指揮、監督、及び査閲することが期待されるか。
- ・ 監査チームとサービス提供センターの担当者との間のコミュニケーションに関する取り決め。

職業的専門家としての判断及び職業的専門家としての懐疑心（第31項(c)参照）

A78. 職業的専門家としての懐疑心は、保証業務について下された判断の質に資するものであり、また当該判断を通じて、保証業務を実施する監査チームの全体的な有効性を高める。IAASBの他の公表物は、業務レベルでの職業的専門家としての判断又は職業的専門家としての懐疑心の行使を扱っている。例えば、ISA 220（改訂）¹³は、業務レベルでの職業的専門家としての懐疑心を行使する際の障害、職業的専門家としての懐疑心の行使を妨げうる無意識の監査人の偏向、及びそのような障害を緩和するために監査チームが実施する可能性のある行為の例を示している。

コンサルテーション（第31項(d)参照）

A79. 通常、コンサルテーションには、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について、専門的な知識を有する監査事務所内外の者と適切な担当者レベルで議論することが含まれる。コンサルテーションの重要性と利点を強調し、監査チームにコンサルテーションを奨励する環境は、品質へのコミットメントを示す文化の発展に貢献する。

A80. コンサルテーションが必要とされる判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項は、監査事務所が指定する場合がある。又は監査チームがコンサルテーションを必要とする事項を特定する場合がある。また、監査事務所は、結論がどのようにして合意され実施されるかを明示することもある。

A81. ISA 220（改訂）¹⁴には、コンサルテーションに関連する監査責任者に対する要求事項が含まれている。

¹³ ISA 220（改訂）、A34 項から A36 項参照

¹⁴ ISA 220（改訂）、第 35 項

判断の相違（第31項(e)参照）

A82. 監査事務所は、判断の相違が早期に識別されることを奨励し、判断の相違を提起してそれに対処するための措置（当該事項がどのように解決されるか、及び関連する結論がどのように実施され文書化されるべきかを含む。）を明示する場合がある。状況によっては、判断の相違を解決するために、他の業務実施者や事務所、又は専門家団体や規制機関とコンサルテーションすることがある。

業務の文書化（第31項(f)参照）

A83. 法令又は職業的専門家としての基準により、特定種類の業務に関する業務ファイルの最終的な整理を完了する期限が規定されていることがある。当該期限が法令により定められていない場合、監査事務所が当該期限を定めることができる。ISA又はISAEに基づいて行われる業務の場合には、業務ファイルの最終的な整理を完了するための適切な期限は、通常、監査報告書の日付から60日以内である。

A84. 業務に関する文書の保存と維持では、安全な保管、対象データの完全性、アクセシビリティ又は検索性、及び関連する技術の管理が必要となる。業務に関する文書の保存と維持では、ITアプリケーションを活用することがある。業務に関する文書の完全性は、承認なく変更、追加若しくは削除された場合、又は永久に喪失若しくは破損した場合に、損なわれる。

A85. 業務の文書の保存期間は、法令又は職業的専門家としての基準により定められることがある。監査事務所は、保存期間が定められていない場合、業務の文書が将来の業務にも継続的に重要な事項を記録しているために必要であるかどうかを含め、監査事務所が実施した業務の内容及び監査事務所の状況を考慮する。ISA又はISAEに基づいて実施される業務の場合、保存期間は通常、業務報告書の日付、又はグループ財務諸表に関する監査報告書の日付がそれ以降であればその日付から5年以上とされている。

リソース（第32項参照）

A86. リソースの構成要素の目的においては、リソースには以下のものが含まれる。

- ・ 人的資源
- ・ テクノロジー資源、例えば、ITアプリケーション
- ・ 知的資源。例えば、文書化された方針又は手続、手法やガイド

また、財務上のリソースは、監査事務所の人的資源、テクノロジー資源及び知的資源を取得、開発及び維持するために必要であることから、品質マネジメントシステムにも関連している。財務リソースの管理と配分がリーダーシップに強く左右されることから、財務上及び業務上の優先事項に取り組む品質目標などガバナンスとリーダーシップの品質目標は、財務リソースに関連するものである。

A87. リソースは、監査事務所の内部にある場合もあれば、監査事務所のネットワーク、他のネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーといった外部から入手する場合もある。リソースは、監査事務所の品質マネジメントシステムの中で活動を行う際に、又は品質マネジメントシステムの運用の一環として業務を行う際に使用する。監査事務所のネットワーク又は他のネッ

トワーク・ファームからリソースが入手される場合、第48項から第52項が、この構成要素の目標を達成する上で監査事務所がデザイン及び適用する対応の一部となる。

人的資源

専門要員の採用、開発及び維持、並びに専門要員の適性と能力（第32項(a)、第32項(d)参照）

A88. 適性とは、役割を果たす能力であり、原則、基準、概念、事実及び手続の知識を超えたものである。すなわち、技術的能力、専門的技能、並びに職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢の統合と適用である。能力の開発は、専門教育、継続的専門能力開発、研修、業務経験、経験豊富な監査チームのメンバーによる経験の浅い監査チームのメンバーの指導等の様々な方法で行うことができる。

A89. 法令又は職業的専門家としての基準は、専門教育及び継続的専門能力開発に関する要求事項を含む、監査責任者の専門家資格の付与に対する要求事項等、適性と能力についての要求事項を定めている場合がある。

A90. 専門要員の採用、開発及び維持に関する方針又は手続の例

専門要員の採用、開発及び維持に関連して、監査事務所がデザインし適用する方針又は手続では、以下の事項を定めることができる。

- ・ 適切な能力を有する、又は開発することのできる人材の採用
- ・ 専門要員の能力開発と継続的専門能力開発に焦点を当てた研修プログラム
- ・ 適切な間隔で実施され、また能力分野やその他の業績評価が含まれる評価メカニズム
- ・ 監査責任者及び監査事務所の品質マネジメントシステムに関連する役割と責任を付与された者を含む、全ての専門要員に対する報酬、昇進その他のインセンティブ

専門要員の品質へのコミットメント、並びに品質へのコミットメントに関する説明責任及び評価（第32項(b)参照）

A91. 適時の評価とフィードバックは、専門要員の継続的な能力開発の支援及び促進に役立つ。専門要員が少ない監査事務所等では、評価とフィードバックについて改まった形式はあまり用いられない。

A92. 専門要員の優れた行動や姿勢は、報酬、昇進又は他のインセンティブ等様々な手段を通じて認識される。状況によっては、金銭的報酬以外の単純又は非公式なインセンティブが適切である。

A93. 品質へのコミットメントを示さない、その役割を果たすための能力を開発し維持しない、又はデザインされた通りに事務所の対応を実施しないといった、品質に悪影響を与える行動や姿勢に対して、監査事務所は様々な方法で専門要員の説明責任を問うが、その際重要となるのは当該行為や姿勢の重要性や発生頻度を含む、その内容である。専門要員が品質に悪影響を与える行動や姿勢をとった際に監査事務所が講じる措置には以下が含まれる。

- ・ 研修又はその他の専門能力開発

- ・ 当該事項がその評価、報酬、昇進又は他のインセンティブに与える影響の検討
- ・ 適切な場合、懲戒処分

外部のリソースから取得した人的資源（第32項(c)参照）

A94. 職業的専門家としての基準には、リソースの適切性に関する監査責任者の責任が含まれる。例えば、ISA 220（改訂）¹⁵は、業務を実施するための十分かつ適切なリソースが監査事務所の方針又は手続に従って適時に監査チームに割り当てられている又は提供されているかを判断する監査責任者の責任を扱っている。

各業務に割り当てられた監査チームメンバー（第32項(d)参照）

A95. 監査チームのメンバーは、以下によって業務に割り当てられる。

- ・ 監査事務所（監査事務所内のサービス提供センターからの専門要員の割り当てを含む。）
- ・ 監査事務所が、業務に関して手続を行うために監査事務所のネットワーク又はまたは他のネットワーク・ファームの者を利用する場合、監査事務所のネットワーク又は他のネットワーク・ファーム（例えば、ネットワーク又は他のネットワーク・ファームの構成単位の監査人又はサービス提供センター）
- ・ 監査事務所がサービス・プロバイダーの者を利用して業務に関する手続を行う場合、サービス・プロバイダー（例えば、監査事務所のネットワーク外の監査事務所からの構成単位の監査人）

A96. ISA 220（改訂）¹⁶は、監査チームのメンバー、並びに監査チームの一部ではない監査人が利用する外部専門家及び直接的な支援を提供する内部監査人が、業務を実施するのに十分な時間を含め、全体として適切な適性と能力を有しているかを判断する監査責任者の責任を扱っている。ISA 600¹⁷は、グループ財務諸表の監査に関連してISA220（改訂版）をどのように適用するかについて詳細に規定している。業務に割り当てられた監査チームのメンバーの適性及び能力に対処するために監査事務所によってデザインされ適用される対応には、以下を扱う方針又は手続が含まれる。

- ・ 監査事務所のネットワーク、他のネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーによって割り当てられた者を含め、業務に割り当てられた監査チームのメンバーが、業務を実施するための適性と能力を有しているかを判断する際に考慮すべき、監査責任者によって取得された情報及び要因
- ・ 特に監査事務所のネットワーク、他のネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーによって割り当てられた監査チームのメンバーの適性と能力に関する懸念がどのように解消されるか。

A97. 構成単位の監査人を含む、監査事務所のネットワーク又は他のネットワーク・ファームの者を業務に利用する場合には、第48項から第52項の要求事項も適用される（例えば、A179項参照）。

¹⁵ ISA 220（改訂）、第25項

¹⁶ ISA 220（改訂）、第26項

¹⁷ ISA600「特別な考慮事項－グループ財務諸表の監査（構成単位の監査人の業務を含む。）」、第19項

テクノロジー資源 (第32項(f)参照)

A98. 典型的にはITアプリケーションであるが、テクノロジー資源は、監査事務所のIT環境の一部を構成する。監査事務所のIT環境には、それを支えるITインフラとITプロセス、及びこのプロセスに關与する人的資源も含まれる。

- ITアプリケーションとは、利用者のために又は場合によっては別のアプリケーションプログラムのために、特定の機能を直接実行するように設計されたプログラム又はプログラムの集合である。
- ITインフラは、ITネットワーク、オペレーティングシステム及びデータベース、並びにそれらに關連するハードウェアとソフトウェアから構成される。
- ITプロセスとは、IT環境へのアクセスを管理し、プログラム又はIT環境に対する変更を管理し、またIT環境の監視を含むIT業務を管理する監査事務所のプロセスである。

A99. テクノロジー資源は、監査事務所内の様々な目的で役立つが、その目的の一部は、品質マネジメントシステムとは無関係かもしれない。本ISQMの目的に關連するテクノロジー資源は、以下のとおりである。

- 監査事務所の品質マネジメントシステムのデザイン、適用又は運用に直接的に使用されるテクノロジー資源
- 業務の実施において監査チームが直接利用するテクノロジー資源
- ITアプリケーション、ITアプリケーションの基盤となるITインフラやITアプリケーションの運用を支援するITプロセス等、上記の効果的な運用を実現するために不可欠なテクノロジー資源

本ISQMの目的に關連するテクノロジー資源がどのように異なるかを示す適用の柔軟性の例

- 複雑でない監査事務所では、テクノロジー資源は、サービス・プロバイダーから購入された監査チームによって使用される商用ITアプリケーションの場合がある。ITアプリケーションの運用を支援するITプロセスも、単純であるかもしれないが、重要である(例えば、ITアプリケーションへのアクセスを承認し、またITアプリケーションの更新を処理するためのプロセス)。
- より複雑な監査事務所では、テクノロジー資源はより複雑であり、また以下から構成される可能性がある。
 - カスタム開発したアプリケーション又は監査事務所のネットワークが開発したアプリケーションを含む、以下のような複数のITアプリケーション。
 - 監査チームが利用するITアプリケーション(業務ソフトウェアや自動化された監査ツール等)。
 - 品質マネジメントシステムの側面を管理するために監査事務所によって開発及び使用されるITアプリケーション(独立性を監視する又は業務に専門要員を割り当てるためのITアプリケーション等)。
 - ITインフラ及びITプロセスの管理責任者、並びにITアプリケーションへのプログラム変更を管理するための監査事務所のプロセスを含む、これらのITアプリケーションの運用を支援するITプロセス。

A100. 監査事務所は、ITアプリケーションの取得、開発、導入及び維持において、以下の事項を検討することができる。

- ・ 入力データが完全かつ適切である。
- ・ データの秘密保持が保たれている。
- ・ ITアプリケーションは、設計通りに動作しており、また意図された目的を達成する。
- ・ ITアプリケーションのアウトプットは、その使用目的を達成する。
- ・ 設計通りのITアプリケーションの継続的な動作を支援するために必要なIT全般統制は適切である。
- ・ ITアプリケーションを利用する人材の育成を含む、ITアプリケーションを効果的に利用するための専門的な技術の必要性
- ・ ITアプリケーションがどのように動作するかを規定する手順を開発する必要性

A101. 監査事務所は、ITアプリケーションが適切に動作すると判断され、監査事務所がその利用を承認するまで、ITアプリケーション又はITアプリケーションの機能の利用を明確に禁止する場合がある。あるいは、監査事務所は、監査事務所の承認を得ていないITアプリケーションを監査チームが使用する状況について方針又は手続を定める場合がある。このような方針又は手続は、A100項の検討事項を検討することにより、業務において使用する前に、ITアプリケーションが使用に適しているか判断することを業務チームに要求するかもしれない。ISA 220 (改訂)¹⁸は、業務のリソースに関する監査責任者の責任を扱っている。

知的資源 (第32項(g)参照)

A102. 知的資源には、品質マネジメントシステムの運用を可能にし、また業務の実施における一貫性を促進するために監査事務所が利用する情報が含まれる。

知的資源の例

文書化された方針若しくは手続、手法、業界若しくは主題に特化したガイド、会計ガイド、標準化された文書又は情報源へのアクセス(例えば、企業に関する詳細な情報又は業務の実施において典型的に使用されるその他の情報を提供するウェブサイトへの登録)。

A103. 知的資源は、業務の計画と実施を抄らせるITアプリケーションに監査事務所の手法が組み込まれている等、テクノロジー資源を通して利用できる場合がある。

テクノロジー資源及び知的資源の利用 (第32項(f)から第32項(g)参照)

A104. 監査事務所は、監査事務所のテクノロジー資源及び知的資源の利用に関する方針又は手続を定める場合がある。このような方針又は手続は、

- ・ 業務の実施において又は業務ファイルの保管等の業務の他の側面に関連する、特定のITアプリケーション又は知的資源の使用を要求する。

¹⁸ ISA 220(改訂)、第25項から第28項参照

- ・ 専門家又は研修を含め、リソースを利用する者が必要とする資格又は経験を明記する。例えば、その結果を解釈するために専門的な技能が必要になる可能性があることから、監査事務所は、データを分析する I Tアプリケーションを使用するために必要な資格又は専門知識を規定する。
- ・ テクノロジー資源及び知的資源の利用に関する監査責任者の責任を明記する。
- ・ 利用者と I Tアプリケーションのインタラクション又は知的資源の適用方法を含め、テクノロジー資源又は知的資源をどのように利用すべきか、並びにテクノロジー資源又は知的資源を利用する際のサポートや支援の有無を規定する。

サービス・プロバイダー（第16項(v)、第32項(h)参照）

A105. 状況によっては、特に内部に適切なリソースがない場合、監査事務所はサービス・プロバイダーが提供するリソースを利用することができる。監査事務所は、サービス・プロバイダーのリソースを利用する場合であっても、品質マネジメントシステムに対する責任を有している。

サービス・プロバイダーのリソースの例

- ・ 監査事務所の監視活動若しくは審査の実施、又は専門的な事項に関するコンサルテーションに従事する者
- ・ 監査業務を行うために利用される商用 I Tアプリケーション
- ・ 監査事務所の業務に関して手続を実施する者（例えば、監査事務所のネットワーク外の他の監査事務所からの構成単位の監査人）、又は遠隔地からの実地棚卸の立会を行う者
- ・ 監査チームが監査証拠を入手するのを支援するために監査事務所が利用する外部専門家

A106. 監査事務所は、品質リスクの識別と評価においては、サービス・プロバイダーに関する状況、事象、環境又は行動の有無を含む、品質目標の達成に悪影響を及ぼす状況、事象、環境又は行動の有無を理解することが要求される。その際には、監査事務所は、そのようなリソースの利用に関連する品質リスクを識別し評価するために、サービス・プロバイダーが提供するリソースの内容、監査事務所が利用する方法及び範囲、並びに監査事務所が利用するサービス・プロバイダーの全般的な特徴（例えば、利用する様々な種類の他の専門サービスの事務所）を考慮するかもしれない。

A107. 監査事務所は、サービス・プロバイダーのリソースが監査事務所の品質マネジメントシステム又は業務の実施での利用に適しているかを判断する際には、サービス・プロバイダー及びサービス・プロバイダーが提供するリソースに関する情報を多数の情報源から入手するかもしれない。監査事務所が考慮する事項には以下が含まれる。

- ・ 関連する品質目標及び品質リスク。例えば、サービス・プロバイダーの手法の場合、サービス・プロバイダーが職業的専門家としての基準及び適用される法令の変更を反映してその手法を更新しないという品質リスク等、第32項(7)の品質目標に関連する品質リスクがあるかもしれない。

- ・ リソースの内容と範囲及びサービスの条件（例えば、ITアプリケーションに関連して、更新が行われる頻度、ITアプリケーションの利用の制限、及びサービス・プロバイダーがデータの秘密保持にどのように対処するか等）
- ・ そのリソースが監査事務所全体でどの程度利用されているか、そのリソースが監査事務所によってどのように利用されるか、及びその目的に適しているか。
- ・ 監査事務所のためにリソースをカスタマイズした範囲
- ・ 監査事務所の当該サービス・プロバイダーの過去における利用
- ・ サービス・プロバイダーの業界での実績及び市場での評価

A108. 監査事務所は、サービス・プロバイダーのリソースの利用に関して、リソースが効果的に機能するように、追加の行動を行う責任を負う場合がある。例えば、監査事務所は、リソースが効果的に機能するために、サービス・プロバイダーに情報を伝達する必要があるかもしれない。又はITアプリケーションに関連して、監査事務所は基盤となるITインフラとITプロセスを整備する必要があるかもしれない。

情報とコミュニケーション（第33項参照）

A109. 情報の取得、生成及び伝達は、一般的に、全ての専門要員に関連し、また監査事務所内外への情報の発信を含む継続的なプロセスである。情報とコミュニケーションは、品質マネジメントシステムの全ての構成要素に広範に関連する。

監査事務所の情報システム（第33項(a)参照）

A110. 信頼できる関連性のある情報には、監査事務所の品質マネジメントシステムが適切に機能することを可能にし、また品質マネジメントシステムに関する意思決定を支援する正確、完全、適時かつ有効な情報が含まれる。

A111. 情報システムには、情報が識別され、捕捉され、処理され、維持され、また伝達される方法に影響を与える、手作業又はITの要素の使用が含まれる場合がある。情報を識別、捕捉、処理、維持及び伝達する手続はITアプリケーションを通じて実施される可能性があり、また場合によっては、他の構成要素に対する監査事務所の対応に組み込まれる可能性もある。さらに、デジタルな記録が物理的な記録に代わることもあれば補完することもある。

複雑でない監査事務所で情報システムがどのようにデザインされるかを示す適用の柔軟性の例

専門要員が少なくリーダーシップが直接関与する複雑でない監査事務所では、情報をどのように識別し、捕捉し、処理し、また維持すべきかを定めた厳密な方針及び手続を必要としないかもしれない。

監査事務所内のコミュニケーション（第33項(b)、第33項(c)参照）

A112. 監査事務所は、事務所全体のコミュニケーションを促進するためのコミュニケーションのルートを確立することにより、監査事務所と情報を交換する、及び互いに情報を交換する専門要員及び監査チームの責任を認識し強化することができる。

監査事務所、専門要員及び監査チームの間でのコミュニケーションの例

- ・ 監査事務所は、専門要員と監査チームに対して、監査事務所の対応を適用する責任を伝達する。
- ・ 監査事務所は、品質マネジメントシステムの変更を、その変更が専門要員と監査チームの責任に関連する範囲において、専門要員と監査チームに伝達し、またその責任に応じて専門要員と監査チームが迅速かつ適切な行動をとれるようにする。
- ・ 監査事務所は、事務所の契約の新規の締結及び更新プロセスにおいて得られた、業務を計画し実施する上で監査チームに関連する情報を伝達する。
- ・ 監査チームは、監査事務所に以下に関する情報を伝達する。
 - 契約の新規の締結又は更新の前に知っていれば、監査事務所が契約の新規の締結又は更新を承認しない原因となった可能性のある、業務の実施中に得られた依頼人に関する情報。
 - 監査事務所の対応の運用に関する情報(例えば、監査事務所による専門要員の業務割り当てプロセスに関する懸念)で、場合によっては、監査事務所の品質マネジメントシステムの不備を示している。
- ・ 監査チームは、審査担当者又はコンサルテーションを実施する者に情報を伝達する。
- ・ グループ監査チームは、監査事務所の方針又は手続に従って、業務レベルでの品質マネジメントに関する事項等を構成単位の監査人に伝達する。
- ・ 独立性に関する要求事項の遵守について運用責任を付与された者は、関連する専門要員及び監査チームに対して、独立性に関する要求事項の変更、並びにその変更に対処するための監査事務所の方針又は手続を伝達する。

外部の者とのコミュニケーション

監査事務所のネットワーク内の、又は当該ネットワークに対する、及びサービス・プロバイダーに対するコミュニケーション (第33項(d)(i)参照)

A113. 監査事務所は、監査事務所のネットワーク内で、又は当該ネットワークに対して、及びサービス・プロバイダーに対して情報を伝達することに加えて、ネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーから、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用において監査事務所を支援する情報を入手する必要があるかもしれない。

監査事務所のネットワーク内において監査事務所が入手した情報の例

監査事務所は、事務所に影響を与える独立性に関する要求事項が存在する場合には、他のネットワーク・ファームの依頼人に関する情報を、ネットワーク又は他のネットワーク・ファームから入手する。

会計事務所外の他の者とのコミュニケーション (第33項(d)(ii)参照)

A114. 法令又は職業的専門家としての基準により、監査事務所が外部の者へ情報を伝達することが要求される場合の例

- ・ 監査事務所は、依頼人の違法行為に気付く。職業倫理に関する規定は監査事務所が依頼

企業の外部の適切な当局に当該違法行為を報告する又はそのような報告が状況において適切な行為であるかどうかを検討することを要求する。

- ・ 法令は、監査事務所に透明性報告書の発行を要求し、また透明性報告書に記載することが要求される情報の内容を明記している。
- ・ 証券関連の法令は、監査事務所が特定の事項を監査役等に伝達することを要求している。

A115. 監査事務所が品質マネジメントシステムに関連する情報を外部へ報告することを法令が禁止している場合もある。

監査事務所が外部への情報伝達を禁止される例

- ・ 個人情報保護や秘密保持関連の法令が特定の情報の開示を禁止している。
- ・ 法令又は職業倫理に関する規定は、守秘義務に関する規定を含んでいる。

特定の対応 (第34項参照)

A116. 特定の対応は、異なる構成要素にまたがる複数の品質目標に関連する複数の品質リスクに対処することができる。例えば、不服と疑義の申立てに関する方針又は手続は、リソース(例えば、専門要員の品質へのコミットメント)、職業倫理に関する規定、及びガバナンスとリーダーシップにおける品質目標に関連する品質リスクに対処することができる。特定の対応のみでは、品質マネジメントシステムの目的を達成するには不十分である。

職業倫理に関する規定(第34項(a)参照)

A117. 職業倫理に関する規定には、阻害要因の識別と評価、及びその対処方法に関する規定が含まれる。例えば、IESBA倫理規程は、この目的に関して概念的枠組みを提供しており、また概念的枠組みを適用する場合には、監査事務所が合理的かつ十分な情報に基づく第三者テストを使用することを要求している。

A118. 職業倫理に関する規定は、監査事務所が違反にどのように対応することが要求されるかを明記する。例えば、IESBA倫理規程は、IESBA倫理規程の違反が発生した場合の監査事務所に対する要求事項を規定し、また外部の者とのコミュニケーションの要求事項を含む、国際独立性基準の違反に対処する具体的な要求事項を含んでいる。

A119. 監査事務所が職業倫理に関する規定の違反に関連して対処しうる事項には以下が含まれる。

- ・ 適切な専門要員に対する職業倫理に関する規定の違反の報告
- ・ 違反の重要性及び職業倫理に関する規定の遵守への影響の評価
- ・ 違反の結果に適切に対処するためにとられる行動。可能な限り速やかに行うことを含む。
- ・ 違反に関係している企業の監査役等又は外部の監督当局等、外部の者に違反を報告するかどうかの判断
- ・ 違反に責任を負う個人に関してとるべき適切な行動の決定

不服と疑義の申立て（第34項(c)参照）

A120. 不服と疑義の申立てに対処するための方針又は手続を確立することにより、監査事務所は、不適切な業務報告書を発行することを防止できる場合がある。また、以下についても監査事務所を支援する。

- ・ 品質へのコミットメントを明示し、また監査事務所の品質へのコミットメントを支援する行動や姿勢をとらない者（リーダーシップを含む。）を特定し対処する。
- ・ 品質マネジメントシステムの不備を識別する。

A121. 不服と疑義の申立ては、専門要員又は監査事務所の外部の者（例えば、依頼人、構成単位の監査人又は監査事務所のネットワーク内の者）が行う可能性がある。

契約の新規の締結及び更新の後に知ることとなった情報（第34項(d)参照）

A122. 契約の新規の締結及び更新の後に知ることとなった情報は、

- ・ 契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の判断時に存在していた可能性があるが、事務所は当該情報に気付いていなかった。または、
- ・ 契約の新規の締結及び更新の判断時以降に発生した新たな情報に関連する。

契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の判断に影響を与えた可能性のある情報を、契約の新規の締結及び更新の後に知ることとなった場合において、監査事務所の方針又は手続が対処する事項の例

- ・ 監査事務所内で、又は法律顧問とコンサルテーションを実施する。
- ・ 監査事務所が業務を継続することに関して職業的専門家としての基準又は法令があるかどうかを検討する。
- ・ 適切なレベルの依頼人の経営者及び監査役等又は契約当事者と、関連する事実及び状況に基づいて監査事務所がとりうる行動について討議する。
- ・ 契約の解除が適切な行動であると判断された場合、
 - 依頼人の経営者及び監査役等又は契約当事者に対して、当該判断及び解除の理由を報告する。
 - 監査事務所が契約の解除又は契約と取引関係両方の解除、およびその理由を規制当局に報告することを義務付ける職業的専門家としての基準又は法令があるかどうかを検討する。

A123. 場合によっては、管轄区域の法令が、契約の新規の締結及び更新を監査事務所に義務づけることがあり、又は公的部門の場合には、法律の規定により監査事務所が選任されることがある。

監査事務所に契約の新規の締結及び更新を義務付けられている、又は監査事務所に契約の解除ができない状態で、監査事務所が業務を受嘱しない、又は契約を解除する原因となつたであろう情報に気付いた場合に、監査事務所の方針又は手続において扱われる事項の例

- ・ 監査事務所は、その情報が業務の実施に与える影響を考慮する。
- ・ 監査事務所は、監査責任者に当該情報を伝え、また監査チームのメンバーの指揮及び監督並びに作業の査閲の範囲と頻度を増加するよう監査責任者に要請する。
- ・ 監査事務所は、経験豊富な専門要員を業務に割り当てる。
- ・ 監査事務所は、審査が実施されるべきであると判断する。

外部とのコミュニケーション (第34項(e)参照)

A124. 業務の品質に対する利害関係者の信頼を維持する監査事務所の能力は、品質に対処するために行った活動及びそれらの活動の有効性に関する監査事務所の関連性、信頼性、また透明性が高いコミュニケーションを通じて強化されるであろう。

A125. 監査事務所の品質マネジメントシステムに関する情報を利用する可能性のある外部の者、及び監査事務所の品質マネジメントシステムへのその者の関心の程度は、監査事務所及びその業務の内容及び状況に基づき異なる可能性がある。

監査事務所の品質マネジメントシステムに関する情報を利用する可能性のある外部の者の例

- ・ 監査事務所の依頼人の経営者又は監査役等は、そのような情報を用いて、業務を実施する監査事務所を選任するかどうか判断するかもしれない。
- ・ 外部の監督当局は、管轄区域全体の業務の品質を監視し、また監査事務所の業務を理解する責任を果たす際に役立つそのような情報の提供を要請したかもしれない。
- ・ 業務の実施において監査事務所の業務を利用する他の監査事務所(例えば、グループ監査に関連して)は、そのような情報を要求した可能性がある。
- ・ 監査事務所の業務報告書の他の利用者、例えば意思決定の際に業務報告書を調べる投資家等は、そのような情報の提供を要請したかもしれない。

A126. 品質マネジメントシステムが質の高い業務の一貫した実施をどのように支えているかについて監査役等に伝達される情報を含む、外部の者に提供される品質マネジメントシステムに関する情報は、以下のような事項を扱う。

- ・ 組織構造、ビジネスモデル、戦略及び業務の環境等、監査事務所の性質及び状況
- ・ 監査事務所のガバナンスとリーダーシップ。例えば、監査事務所の文化、品質へのコミットメントの示し方、並びに品質マネジメントシステムに関して割り当てられた役割、責任及び権限

- ・ 監査事務所が独立性に関する要求事項を含む職業倫理に関する規定の責任をどのように果たしているか。
- ・ 質の高い業務に貢献する要因。例えば、そのような情報は、業務品質評価指標の形で評価指標の説明とともに表示されるかもしれない。
- ・ 監査事務所の監視活動及び外部の検査の結果、並びに監査事務所が識別された不備をどのように改善したか、その他どのように不備に対応しているか。
- ・ 第53項及び第54項に従って実施された、品質マネジメントシステムが、評価及び結論を行うに当たっての判断の根拠を含め、当該システムの目的が達成されていることの合理的な保証及びその結論を監査事務所に提供するかどうかの評価
- ・ 監査事務所は、変化に対応するためにどのように品質マネジメントシステムを適応させてきたかを含め、監査事務所又はその業務を取り巻く状況の新たな動きや変化にどのように対応してきたか。
- ・ 監査事務所とネットワークの関係、ネットワークの全体的な構造、ネットワークの要求事項とネットワークのサービスの記述、監査事務所とネットワークの責任（監査事務所が品質マネジメントシステムに最終的な責任を負うことを含む。）、及びネットワーク・フレーム全体に対するネットワーク監視活動の全体的な範囲と結果に関する情報

監査役等とのコミュニケーション（第34項(e)(i)参照）

A127. 監査役等とのコミュニケーションがどのように行われるか（すなわち、監査事務所又は監査チームによる）は、監査事務所の方針と手続及び業務の状況によって異なる。

A128. ISA 260(改訂)は、財務諸表監査において監査役等とのコミュニケーションを行う監査人の責任を扱っている。また、企業のガバナンス構造内のコミュニケーションすべき適切な者に関する監査人の判断¹⁹及びコミュニケーションのプロセス²⁰を扱っている。状況によっては、例えば、以下のような公共の利益を有する、又は公に対する説明責任を負う企業等、上場企業以外の企業（又は他の業務を行う場合）の監査役等とコミュニケーションをとることが適切であるかもしれない。

- ・ 特定の銀行、保険会社及び年金基金等の金融機関を含む、多数の利害関係者の受託者としての資格で、相当な金額の資産を保有している企業
- ・ 有名な企業、又は経営者若しくは所有者が有名な企業
- ・ 多数の幅広い利害関係者を有する企業

公的部門における考慮事項

A129. 監査事務所は、公的部門の企業の規模と複雑さ、利害関係者の範囲、提供しているサービスの内容、及び監査役等の役割と責任を考慮して、監査事務所の品質マネジメントシステムが質の高い業務の一貫した実施をどのように支えるかについて、公的部門の企業の監査役等に報告することが適切であると判断することがある。

¹⁹ ISA 260（改訂）、「監査役等とのコミュニケーション」、第11項から第13項

²⁰ ISA 260(改訂)、第18項から第22項

外部の者とのコミュニケーションが適切な場合の判断（第34項(e)(ii)参照）

A130. 監査事務所の品質マネジメントシステムについて監査事務所が外部の者とコミュニケーションをとることが適切であるかの判断は、職業的専門家としての判断に係る事項であり、以下の事項によって影響を受ける可能性がある。

- ・ 監査事務所が実施する業務の種類及びその業務が行われる企業の種類
- ・ 監査事務所の性質と状況
- ・ 監査事務所の管轄区域における慣例的なビジネス実務及び監査事務所が事業を行っている金融市場の特徴等、監査事務所の事業環境の性質
- ・ 監査事務所が法令に従って外部の者とすでにコミュニケーションを行っている範囲（すなわち、さらなるコミュニケーションが必要かどうか、及びその場合には、コミュニケーションを行う事項）
- ・ 監査事務所が従事する業務及び業務を実施する際の監査事務所のプロセスについて、外部の者が表明した理解と関心を含む、監査事務所の管轄区域における利害関係者の期待。
- ・ 管轄区域におけるトレンド
- ・ 外部の者がすでに入手可能な情報。
- ・ 外部の者がどのように当該情報を利用するか、並びに監査事務所の品質マネジメントシステム及び財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務に関する外部の者の全般的な理解。
- ・ 外部とのコミュニケーションの公共の利益、及びその利益がそのようなコミュニケーションのコスト（金銭的又はその他）を上回ることが合理的に期待されるかどうか。

また、上記の事項は、コミュニケーションにおいて監査事務所から提供される情報、並びにコミュニケーションの内容、時期、範囲及び適切な様式に影響を与える可能性がある。

外部の者とのコミュニケーションの内容、時期及び範囲並びに適切な様式（第34項(e)(iii)参照）

A131. 監査事務所は、外部に報告される情報を作成する際に、以下の属性を考慮することができる：

- ・ その情報は、監査事務所の状況に特有のものである。コミュニケーションにおいて監査事務所の個別の状況に直接的に関連付けることで、そのような情報が過度に標準化され、また徐々に役に立たなくなってしまう可能性を最小限にできるかもしれない。
- ・ その情報は、明確かつ分かりやすい形で提示され、また提示方法は誤解を招くものでも、コミュニケーションの利用者に不適切な影響を与えるものでもない（例えば、伝達内容のプラス面とマイナス面がバランスのとれた形で提示される）。
- ・ その情報は、全ての重要な点において正確かつ完全であり、誤解を招くような情報は含まれていない。

- ・ 情報は、対象とされる利用者の情報ニーズを考慮したものである。監査事務所は、利用者の情報ニーズを考慮するに当たって、どの程度の詳細さであれば利用者が有意義と考えるか、及び利用者がその他の情報源(例えば、監査事務所のウェブサイト)を通じて関連情報にアクセスできるかといった事項を考慮することができる。

A132. 監査事務所は、上場企業の財務諸表監査を実施する際の口頭又は書面で行われる監査役等とのコミュニケーションを含め、状況に応じた外部の者との適切なコミュニケーションの様式を決定する際には、職業的専門家としての判断を行使する。したがって、コミュニケーションの様式は異なる可能性がある。

外部の者とのコミュニケーションの様式の例

- ・ 透明性報告書や監査品質報告書等の発行
- ・ 特定の利害関係者をターゲットとした書面によるコミュニケーション(監査事務所の監視及び改善プロセスの結果に関する情報等)
- ・ 外部の者との直接の会話や交流(例えば、監査チームと監査役等とのディスカッション)
- ・ ウェブページ
- ・ ソーシャルメディアのようなデジタルメディア、又はウェブキャストやビデオによるインタビューやプレゼンテーション

審査の対象となる業務

法令により要求される審査(第34項(f)(ii)参照)

A133. 法令は、例えば以下のような事業体の監査業務について、審査を実施することを義務付ける場合がある。

- ・ 各管轄区域において定義された、社会的影響度の高い事業体
- ・ 公的部門で事業を行う、若しくは政府から資金提供を受ける、又は公に対する説明責任を負う事業体
- ・ 特定の業界(例えば、銀行、保険会社、年金基金等の金融機関)で事業を行う事業体
- ・ 特定の資産基準を満たす事業体
- ・ 裁判所又は司法手続の管理下にある(例えば、清算)事業体

一つ又は複数の品質リスクに対処するための対応としての審査(第34項(f)(iii)参照)

A134. 第25項(a)(ii)により要求される、品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある状況、事象、環境又は行動の有無に関する監査事務所の理解は、監査事務所が実施する業務の内容及び状況に関係する。監査事務所は、一つ又は複数の品質リスクに対処するための対応をデザインし適用するに当たって、品質リスクの評価理由に基づき、審査が適切な対応であると判断することができる。

審査が適切な対応となりうる一つ又は複数の品質リスクを生じさせる状況、事象、環境又は行動の有無の例

監査事務所が行う業務の種類及び発行する報告書に関する事項

- ・ 以下のような高い水準の複雑さや判断が伴う業務
 - 一般に会計上の見積りの不確実性が高い業種に属する企業（例えば、特定の大手金融機関や鉱業企業）、又は継続企業的前提に重大な疑義を生じさせうる事象若しくは状況に関連して不確実性が存在する企業に対する財務諸表の監査
 - 適用される規準に対し基礎となる主題を測定又は評価するために専門的な技能と知識を必要とする保証業務（例えば、報告された数量に関連して重大な不確実性がある温室効果ガス報告書）
- ・ 内外で検査指摘事項が頻発する、内部統制における未改善の重大な不備が存在する、又は財務諸表の比較情報に重要な修正再表示がある監査業務等問題が見出された業務
- ・ 監査事務所における契約の新規の締結及び更新プロセスにおいて通例でない状況が確認された業務（例えば、過去の監査人又は保証業務実施者との間で意見の相違があった新規依頼人）
- ・ 規制当局への提出書類に記載されることが想定される、財務情報若しくは非財務情報に関する報告を含む業務、及び目論見書に含まれる見積財務情報等の高い水準の判断を伴う可能性のある業務

業務を実施する対象となる企業の種類に関する事項

- ・ 新興の業界の企業、又は監査事務所実績がない企業
- ・ 証券当局又は健全性規制当局からのコミュニケーションにおいて懸念が表明された企業
- ・ 公共の利益がある又は公に対する説明責任を有する上場企業以外の企業。例えば、
 - 特定の銀行、保険会社及び年金基金等の金融機関を含む、法令上は審査が要求されていないが、多数の利害関係者のために受託者としての資格で多額の資産を保有する企業
 - 有名な企業、又は経営者若しくは所有者が有名な企業
 - 多数の幅広い利害関係者を有する企業

A135. 監査事務所の品質リスクへの対応には、審査ではない他の形式の業務の査閲が含まれることがある。例えば、財務諸表の監査の場合、監査事務所への対応には、特別な専門技能を有する専門要員による、特別な検討を必要とするリスクに関する監査チームの手続の査閲、又は特定の重要な判断の査閲が含まれる場合がある。場合によっては、このような他の種類の業務に対する査閲は、審査に追加して行うことがある。

A136. 場合によっては、監査事務所は、審査又は他の形式の業務に対する査閲が品質リスクに対処するための適切な対応である監査又は他の業務が存在しないと判断するかもしれない。

公的部門の考慮事項

A137. 公的部門の企業の性質及び状況（例えば、その規模及び複雑さ、利害関係者の幅、又は提供するサービスの内容による。）が品質リスクを生じさせることがある。このような場合、監査事務所は、審査がその品質リスクに対処するための適切な対応であると判断するかもしれない。法令は、公的部門の企業の監査人に対し追加の報告要件を定めることがある（例えば、法令の不遵守事例に関する立法機関若しくは他の統治機関への別途の報告書、又は財務諸表に対する監査報告書において当該事項を報告する。）。監査事務所は、このような場合、審査が適切な対応であるかどうかを判断するに当たって、当該報告書の複雑さ及びその利用者にとっての重要性も考慮することができる。

監視及び改善プロセス（第35項から第47項参照）

A138. 監視及び改善プロセスは、品質マネジメントシステムの評価を可能にするだけでなく、業務の品質及び品質マネジメントシステムの積極的かつ継続的な改善を促進する。例えば、

- ・ 品質マネジメントシステムには内在的な限界があることから、監査事務所による不備の識別は珍しいものではなく、不備の迅速な識別は、監査事務所がそれを適時にかつ効果的に改善することを可能にし、継続的改善の文化に貢献するため、品質マネジメントシステムの重要な側面である。
- ・ 監視活動は、長期化すると不備につながりかねない発見事項に対処することにより、監査事務所が不備を防止することが可能となる情報を提供することがある。

監視活動のデザインと適用（第37項及び第38項）

A139. 監査事務所の監視活動は、継続的な監視活動と定期的な監視活動を組合せて行う。継続的な監視活動は、通常、日常的な活動であり、監査事務所のプロセスに組み込まれており、変化する状況に対応してリアルタイムで実施される。定期的な監視活動は、監査事務所によって一定の間隔で実施される。たいていの場合、継続的な監視活動は、品質マネジメントシステムに関する情報をよりタイムリーに提供する。

A140. 監視活動には、進行中の業務の検査が含まれる場合がある。業務の検査は、品質マネジメントシステムのある側面が意図した方法でデザインされ、適用され、また運用されていることを監視するために実施される。状況によっては、品質マネジメントシステムには、進行中の業務の検査と性質上類似している、実施中の業務の査閲（例えば、品質リスクの発生を防止できるよう、品質マネジメントシステムの障害や欠陥を発見するための査閲）を行うための対応が含まれる場合がある。活動の目的が、そのデザイン及び適用、また品質マネジメントシステムの中でどこに適合するか（すなわち、それが監視活動である進行中の業務の検査であるのか、又は品質リスクに対処するための対応である業務の査閲であるのか。）の指針となるであろう。

A141. 監視活動の内容、時期及び範囲は、以下を含む他の事項によっても影響を受ける可能性がある。

- ・ 監査事務所の規模、構造及び組織
- ・ 監査事務所のネットワークの監視活動への関与
- ・ ITアプリケーションの利用等の、監視活動を可能にする監査事務所が利用しようとしているリソース

A142. 監査事務所は、監視活動を実施する際に、より広範な監視活動の必要性を発見事項が示した場合等、監視活動の内容、時期及び範囲の変更が必要であると判断することがある。

監査事務所のリスク評価プロセス、並びに監視及び改善プロセスのデザイン（第37項(c)参照）

A143. 監査事務所のリスク評価プロセスがどのようにデザインされているか(例えば、一元化されたプロセスか、分散的なプロセスか、レビューの頻度)は、監査事務所のリスク評価プロセスに係る監視活動を含め、監視活動の内容、時期及び範囲に影響を与える可能性がある。

A144. 監査事務所の監視及び改善プロセスがどのようにデザインされているか（すなわち、監査事務所の性質及び状況を考慮した、監視及び改善活動の内容、時期及び範囲）は、監視及び改善プロセスが第35項に規定されている意図された目的を達成しているかどうかを判断するための、監査事務所が実施する監視活動に影響を及ぼす可能性がある。

監視及び改善プロセスのための監視活動を示す適用の柔軟性の例

- ・ 複雑でない監査事務所では、リーダーシップの品質マネジメントシステムとの頻繁なインタラクションに基づき、実施される監視活動の内容、時期及び範囲、監視活動の結果、並びに当該結果に対処するための監査事務所の行動についてのリーダーシップの知識から、監視及び改善プロセスに関する情報が容易に入手できるため、監視活動は簡単であるかもしれない。
- ・ より複雑な監査事務所では、監視及び改善プロセスのための監視活動は、監視及び改善プロセスが品質マネジメントシステムに関する適切で信頼性の高い適時な情報を提供していること、また識別された不備に適切に対応していることを確認できるようになっているかもしれない。

品質マネジメントシステムの変更（第37項(d)参照）

A145. 品質マネジメントシステムの変更には、以下が含まれる。

- ・ 品質マネジメントシステムの識別された不備に対処するための変更
- ・ 監査事務所及びその業務の内容及び状況の変化の結果としての、品質目標、品質リスク又は対応の変更。

変更が生じた場合、監査事務所が過去に行った監視活動は、もはや品質マネジメントシステムの評価を支援する情報を監査事務所に提供しない可能性があり、したがって、監査事務所の監視活動は、この変更があった領域の監視を含む可能性がある。

過去の監視活動（第37項(e)参照）

- A146. 監査事務所の過去の監視活動の結果は、不備が生じる可能性があるシステムの領域、特に不備が識別されたことがある領域を示している可能性がある。
- A147. 監査事務所が実施した過去の監視活動は、特に監視活動が実施されてから時間が経過した場合には、品質マネジメントシステムの変更されていない領域を含め、システムの評価を支援するための情報を監査事務所に提供しない可能性がある。

その他の関連情報（第37項(f)参照）

- A148. その他の関連情報には、第37項(f)に記載されている情報源に加えて、以下が含まれる。
- ・ 監査事務所の品質マネジメントシステムに関して、第50項(c)及び第51項(b)に従って、監査事務所のネットワークにより伝達された情報。これには、監査事務所が品質マネジメントシステムに含めたネットワークの要求事項又はネットワークのサービスが含まれる。
 - ・ 監査事務所の品質マネジメントシステムにおいて利用しているリソースについて、サービス・プロバイダーにより伝達された情報。
 - ・ 監査事務所に提供された、監査事務所が業務を実施する対象の企業に関する規制当局からの情報。例えば、監査事務所が業務を実施する対象の企業に関する証券監督当局からの情報（例えば、企業の財務諸表における不正）
- A149. 外部の検査の結果、又は社内外のその他の関連情報は、監査事務所が過去に行ってきた監視活動が品質マネジメントシステムの不備を識別できなかったことを指摘する可能性がある。このような情報は、監視活動の内容、時期及び範囲に関する監査事務所の考慮事項に影響を与える可能性がある。
- A150. 外部の検査は、監査事務所の内部における監視活動に代わるものではない。とはいえ、外部の検査の結果は、監視活動の内容、時期及び範囲に関連した情報を提供する。

業務に対する検査（第38項参照）

A151. 監査事務所が検査対象として完了した業務を選択する際に考慮する可能性がある第37項の事項の例

- ・ 品質リスクを生じさせる状況、事象、環境又は行動の有無との関連
 - 監査事務所が実施する業務の種類、及びその種類の業務を実施する上での監査事務所の経験の範囲
 - 業務の実施対象の企業の種類。例えば、
 - ・ 上場している企業
 - ・ 新興産業で活動している企業
 - ・ 複雑性が高い又は高い判断力が求められる業界で活動する企業
 - ・ 監査事務所にとっては新しい業界で事業を展開している企業
 - 監査責任者の在任期間と経験。
- ・ 各監査責任者に対するものを含む、完了した業務に関する過去の検査結果。
- ・ その他の関連情報との関連：

- 監査責任者に対する不服と疑義の申立て。
- 各監査責任者に対するものを含む、外部の検査の結果。
- 各監査責任者の品質へのコミットメントを監査事務所が評価した結果。

A152. 監査事務所は、完了した業務の検査だけでなく、業務が方針若しくは手続を遵守しているかどうかを判断することに着目した複数の監視活動を行うことがある。この監視活動は、特定の業務又は監査責任者に対して行われる場合がある。この監視活動の内容及び範囲、並びにその結果は、監査事務所が以下を決定する際に用いられる。

- ・ 完了したどの業務を検査対象に選択するか。
- ・ どの監査責任者を検査対象に選択するか。
- ・ 検査対象として監査責任者をどのくらいの頻度で選択するか。
- ・ 完了した業務の検査を実施する際に、業務のどの側面を考慮すべきか。

A153. 監査責任者ごとに完了した業務を定期的に検査することは、割り当てられた業務の品質を管理し達成する全体的な責任を監査責任者が果たしているかどうかを、監査事務所が監視する際に役立つかもしれない。

監査事務所が監査責任者ごとに完了した業務を検査する際に、どのように定期検査のルールを適用するかに関する例

監査事務所は、完了した業務の検査に取り組むための以下の方針又は手続を定めることができる。

- ・ 財務諸表監査を実施する監査責任者ごとに完了した業務の検査を3年に1回、それ以外の監査責任者については5年に1回等、検査の標準的な期間を定める。
- ・ 財務諸表監査を実施する監査責任者については選定する業務に監査業務を含める等、完了した業務の選択規準を設定する。
- ・ 予測不可能な方法による監査責任者の選択に対処する。
- ・ 方針に定められた基準期間よりも多い又は少ない頻度で監査責任者を選択することが必要又は適切な場合に対処する。例えば、
 - 監査事務所は、以下の場合には、監査事務所の方針に規定されている基準期間よりも頻繁に監査責任者を選択することができる。
 - ・ 重大であると評価される複数の不備が監査事務所によって確認され、監査事務所は、全ての監査責任者についてより頻繁な定期検査が必要であると判断する。
 - ・ 監査責任者は、複雑性が高い又は高い判断力が求められる特定の業種で活動する企業に対して業務を行う。
 - ・ 監査責任者が実施した業務は他の監視活動の対象となっており、当該他の監視活動の結果は満足できるものではなかった。
 - ・ 監査責任者は、自身の経験が乏しい業界で活動している企業に対して業務を実施した。
 - ・ 監査責任者は、新しく選任された、又は他の監査事務所若しくは他の管轄区域から最近事務所に加わった。
 - 監査事務所は、以下の場合には、監査責任者の選択を延期することができる（例え

- ば、監査事務所の方針に規定された基準期間よりも1年間延期する等)。
- ・ 監査責任者によって実施された業務は、監査事務所の方針に規定されている基準期間中において、他の監視活動の対象となっている。
 - ・ 他の監視活動の結果は、監査責任者に関する十分な情報を提供している（すなわち、完了した業務の検査を実施することで、監査責任者に関するさらなる情報が監査事務所に提供される可能性は低い。）。

A154. 業務の検査において考慮される事項は、品質マネジメントシステムを監視するために検査がどのように利用されるかに依拠している。通常、業務の検査には、業務レベルで実施される対応（例えば、業務の実施に関する監査事務所の方針及び手続）がデザインされた通りに適用され、効果的に運用されているかの判断が含まれる。

監視活動を行う者（第39項(b)参照）

A155. 職業倫理に関する規定は、監視活動を実施する個人の客観性に対処する方針又は手続のデザインに関連している。自己レビューの脅威は、以下の場合に発生する可能性がある。

- ・ 業務の検査を実施する者が、
 - 財務諸表監査の場合、その業務又はその後の会計年度の業務の監査チームのメンバー又は審査担当者であった。
 - その他の全ての業務については、その業務の監査チームのメンバー又は審査担当者であった。
- ・ その他の種類の監視活動を実施する者が、監視対象の対応のデザイン、適用及び運用に関与した。

A156. たとえば、複雑でない監査事務所の場合、監視活動を実施する適性、能力、時間及び客観性を持った専門要員がない場合がある。監査事務所は、このような状況では、監視活動を行うためにネットワークのサービス又はサービス・プロバイダーを利用することができる。

発見事項の評価と不備の識別（第16項(a)、第40項及び第41項参照）

A157. 監査事務所は、監視活動の実施、外部の検査及び他の関連する情報源から発見事項を収集する。

A158. 監査事務所が、監視活動、外部の検査及び他の関連する情報源から収集した情報は、以下のよう
な監査事務所の品質マネジメントシステムに関する他の所見を明らかにするかもしれない。

- ・ 品質マネジメントシステムの品質又は有効性の観点から、好ましい結果を生じた行動、姿勢又は条件
- ・ 発見事項がなかった場合と類似の状況（例えば、発見事項がなかった業務、及び発見事項があった業務と類似した性質を持つ業務）

他の所見は、監査事務所が識別された不備の根本原因を調査するのを支援する、監査事務所がより広範囲において（例えば、全ての業務にわたって）支援や適用ができる実務を示す、又は監査事務所が品質マネジメントシステムを改善する機会を明らかにする可能性があるため、監査事務所にとって有益な場合がある。

A159. 監査事務所は、発見事項が個別に又は他の発見事項と組合さって品質マネジメントシステムの不備を生じさせているかどうかを判断する際に職業的専門家としての判断を行使する。監査事務所は判断を行う際に、関連する品質マネジメントシステムの品質目標、品質リスク、対応又は他の側面の観点から、発見事項の相対的な重要性を考慮する必要があるかもしれない。監査事務所の判断は、発見事項に関連する定量的及び定性的な要因によって影響を受ける可能性がある。監査事務所は、状況によっては、不備が存在するかどうかを判断するために、その発見事項についてより多くの情報を入手することが適切であると判断する。業務の発見事項を含め、全ての発見事項が不備というわけではない。

A160. *発見事項が不備を生じさせるかどうかを判断する際に、監査事務所が考慮する可能性のある定量的及び定性的な要因の例*

品質リスク及び対応

- ・ 発見事項が対応に関連する場合
 - 対応がどのようにデザインされるか、例えば、対応の内容、その発生の頻度（該当する場合）、及び品質リスクへの対処と関連する品質目標の達成に対する対応の相対的な重要性
 - 対応が関係する品質リスクの内容、及びその発見事項が示す品質リスクが未対処の範囲
 - 同じ品質リスクに対処する他の対応があるか、及びその対応について発見事項があるか。

発見事項の内容及びその広範性

- ・ 発見事項の内容。例えば、リーダーシップの行動や姿勢に関する発見事項は、品質マネジメントシステム全体に広範な影響を及ぼす可能性があるため、定性的に重要かもしれない。
- ・ その発見事項は、他の発見事項と組合されると、傾向又は組織的な問題を示しているか。例えば、複数の業務に発生した類似の発見事項は、組織的な問題を示しているかもしれ

ない。

監視活動の範囲と発見事項の範囲

- ・ 選択の数や大きさを含む、発見事項が生じた監視活動の範囲
- ・ 監視活動の対象となる選択及び予想逸脱率に関連した発見事項の範囲。例えば、業務の検査の場合、選択された業務の総数及び事務所が設定した予想逸脱率に対する、発見事項が識別された選択された業務の数

A161. 発見事項の評価と不備の識別、及び識別された不備の根本原因の調査を含む、識別された不備の重大性と広範性の評価は、反復的かつ非画一的なプロセスの一部である。

発見事項の評価と不備の識別、識別された不備の根本原因の調査を含む、識別された不備の評価プロセスが、反復的かつ非画一的である例

- ・ 監査事務所は、識別された不備の根本原因を調査する際に、不備とは判断されなかった発見事項があった他の状況と類似する状況を識別するかもしれない。その結果、監査事務所は他の発見事項の評価を変更して不備に分類する。
- ・ 監査事務所は、識別された不備の重大性と広範性を評価する際に、不備とは判断されない他の発見事項と相互に関連する傾向又は組織的な問題を識別することがある。その結果、監査事務所は他の発見事項の評価を変更して不備に分類する。

A162. 監視活動の結果、外部の検査の結果、及び他の関連情報（例えば、ネットワークの監視活動又は不服と疑義の申立て）は、監視及び改善プロセスの有効性に関する情報を明らかにすることがある。例えば、外部の検査の結果は、監査事務所の監視及び改善プロセスによって特定されなかった、品質マネジメントシステムに関する情報を提供する可能性があり、当該情報は当該プロセスにおける不備を明らかにする可能性がある。

識別された不備の評価（第41項参照）

A163. 識別された不備の重大性及び広範性を評価する際に、監査事務所が考慮する要因には以下が含まれる。

- ・ 不備が関係する監査事務所の品質マネジメントシステムの側面、及び不備が品質マネジメントシステムのデザイン、適用又は運用のどこにあるかを含む、識別された不備の内容
- ・ 対応に関連して識別された不備の場合、当該対応が関係する品質リスクに対処するための代替的な対応があるか。
- ・ 識別された不備の根本原因

- ・ 識別された不備を発生させた事項の発生頻度
- ・ 識別された不備の影響度、その発生スピード、存続期間、品質マネジメントシステムに影響を与えた期間

A164. 識別された不備の重大性と広範性は、品質マネジメントシステムの最終的な責任と説明責任を付与された者により行われる、品質マネジメントシステムの評価に影響する。

識別された不備の根本原因（第41項(a)参照）

A165. 識別された不備の根本原因を調査する目的は、監査事務所が以下を行えるように、不備の発生源となる状況を理解することである。

- ・ 識別された不備の重大性と広範性を評価する。
- ・ 識別された不備を適切に改善する。

根本原因分析の実施には、利用可能な証拠に基づいて、職業的専門家としての判断を行使して評価を実施する者が関与する。

A166. 識別された不備の根本原因を理解するために行われる手続の内容、時期及び範囲は、以下のような監査事務所の性質及び状況によっても影響を受ける可能性がある。

- ・ 監査事務所の複雑さ及び事業の特徴
- ・ 監査事務所の規模
- ・ 監査事務所の地理的な分散
- ・ 監査事務所の構造、又は監査事務所がそのプロセスや活動を集約若しくは一元化している程度

識別された不備の内容とその潜在的な重大性、並びに監査事務所の性質及び状況が、識別された不備の根本原因を理解するための手続の内容、時期及び範囲にどのような影響を与えるかに関する例

- ・ 識別された不備の内容: 識別された不備の根本原因を理解するための監査事務所の手続は、上場企業の財務諸表監査に関する不適切な業務報告書が発行された場合、又は識別された不備がリーダーシップの品質に関する行動や姿勢に関係していた場合により厳格になる可能性がある。
- ・ 識別された不備の潜在的な重大性。識別された不備の根本原因を理解するための監査事務所の手続は、不備が複数の業務において識別された場合、又は方針と手続の不遵守率が高いことが示された場合により厳格になる可能性がある。
- ・ 監査事務所の性質及び状況
 - 単一の拠点をもつ複雑でない監査事務所の場合、必要な情報が容易に入手可能で、集約されており、また根本原因が明らかない場合が多いため、識別された不備の根本原因を理解するための監査事務所の手続は簡単かもしれない。
 - 複数の拠点を有する複雑な監査事務所の場合、識別された不備の根本原因を理解するための手続には、識別された不備の根本原因の調査に特化した訓練を受けた者を利用すること、及び根本原因を識別するための正式な手続を含む手法を開発することなどがある。

A167. 監査事務所は、識別された不備の根本原因を調査する際に、識別された不備が関連する事項と類似した他の状況において不備が生じなかった理由を検討することができる。このような情報は、識別された不備をどのように改善するかを判断する際にも有用であろう。

類似した他の状況において不備が発生しなかった場合、及びこの情報が識別された不備の根本原因の調査において監査事務所をどのように支援するかに関する例

監査事務所は、複数の業務において同様の発見事項が生じていることから、不備が存在すると判断する可能性がある。しかしながら、この発見事項は、対象となった同一の母集団の他のいくつかの業務では生じていない。監査事務所は、業務を比較することにより、識別された不備の根本原因は、業務の主要な段階に監査責任者が適切に関与しなかったことであると結付ける。

A168. 適切に特定された根本原因を識別することは、識別された不備を改善する監査事務所のプロセスに役立つ可能性がある。

適切に特定された根本原因の識別の例

監査事務所は、財務諸表監査を実施する監査チームが、経営者の仮定に高度の主観性がある会計上の見積りに関して、十分かつ適切な監査証拠を入手できていないと指摘することがある。監査事務所は、この監査チームが適切に職業的専門家としての懐疑心を発揮していないと指摘するが、この問題の根本的な原因は、例えば、監査チームのメンバーがより大きな権限のある者を疑うことを良しとしない文化、又は業務における指揮、監督及び実施した作業の査閲が十分でない等別の事項に関係しているかもしれない。

A169. 監査事務所は、識別された不備の根本原因を調査することに加えて、品質マネジメントシステムを改善又は更に強化する機会を明らかにする狙いで、好ましい結果の根本原因も調査する場合がある。

識別された不備への対応(第42項参照)

A170. 改善措置の内容、時期及び範囲は、以下を含む他の様々な要因に依拠するかもしれない。

- ・ 根本原因
- ・ 識別された不備の重大性と広範性、及び対処する必要の緊急性
- ・ 根本原因に効果的に対処するために監査事務所が複数の改善措置を適用する必要があるか、又は監査事務所がより効果的な改善措置を適用できるまでの暫定措置として改善措置を適用する必要があるか等、根本原因に対処するための改善措置の有効性

A171. 状況によっては、改善措置に追加の品質目標の設定が含まれる場合がある。また、品質リスク若しくは対応が適切でないと判断された場合は、それらが追加又は修正されることもある。

A172. 識別された不備の根本原因がサービス・プロバイダーによって提供されたリソースに関連していると監査事務所が判断した場合には、監査事務所は以下を行う可能性がある。

- ・ サービス・プロバイダーが提供するリソースの使用を継続するかどうか検討する。
- ・ 当該事項をサービス・プロバイダーに報告する。

監査事務所は、サービス・プロバイダーから提供されたリソースに関連した識別された不備が品質マネジメントシステムに与える影響に対処し、また監査事務所の品質マネジメントシステムに関して不備の再発を防止するための措置を講じる責任を負う。ただし、監査事務所は、サービス・プロバイダーに代わって識別された不備を改善する、又はサービス・プロバイダーにおいて識別された不備の根本原因をさらに調査する責任を通常は負わない。

特定の業務に関する発見事項（第45項参照）

A173. 手順が省かれた場合又は発行された報告書が適切ではない場合、監査事務所が講じる措置には、以下の事項が含まれるかもしれない。

- ・ 適切な措置について、適切な担当者とは相談する。
- ・ 企業の経営者又は監査役等と当該事項について討議する。
- ・ 省かれていた手順を行う。

監査事務所が講じる措置は、不備を識別するために発見事項を評価し、また不備がある場合には識別された不備の根本原因を調査することなど、品質マネジメントシステムの観点から発見事項に関してさらなる措置を講じる監査事務所の責任を免じるものではない。

監視及び改善に関する継続的なコミュニケーション（第46項参照）

A174. 品質マネジメントシステムの最終責任と説明責任を付与された者には、監視及び改善についての情報が、継続的に又は定期的に報告される。例えば、当該情報は、以下のように複数の方法で使用される。

- ・ 質の重要性について専門要員にさらなるコミュニケーションを行う際の土台として。
- ・ 各自に付与された役割について説明責任を負わせるため。
- ・ 品質マネジメントシステムに関する主要な懸念を適時に識別するため。

また、当該情報は、第53項及び第54項で要求されているように、品質マネジメントシステムを評価し、結論を下す際の土台となる。

ネットワークの要求事項又はネットワークのサービス（第48項参照）

A175. 状況によっては、監査事務所がネットワークに属することがある。ネットワークは、監査事務所の品質マネジメントシステムに関する要求事項を確立する、又は品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用において監査事務所が適用又は利用することを選択できるサービス又はリソースを提供することができる。このような要求事項又はサービスは、ネットワークに属する全ての事務所での質の高い業務の一貫した実施を推進するためであるかもしれ

ない。ネットワークがネットワーク全体に共通する品質目標、品質リスク及び対応を監査事務所にどの程度提供するかは、ネットワークと監査事務所との取り決めにより異なる。

ネットワークの要求事項の例

- ネットワーク事務所全体に共通する追加の品質目標又は品質リスクを、監査事務所の品質マネジメントシステムに監査事務所が含める要求事項
- ネットワーク事務所全体に共通する対応を監査事務所の品質マネジメントシステムに監査事務所が含める要求事項。ネットワークによってデザインされたこのような対応には、監査事務所が監査事務所において権限と責任を割り当てることをどのように期待されているか等、リーダーシップの役割と責任を明記したネットワークの方針又は手続、又は業務の実施のためにネットワークが開発した手法やITアプリケーション等のリソースが含まれる場合がある。
- 監査事務所がネットワークの監視活動の対象となる要求事項。この監視活動は、ネットワークの要求事項に関係する（例えば、監査事務所がネットワークの手法を適切に適用したかの監視）こともあれば、監査事務所の品質マネジメントシステム全般に関係することもある。

ネットワークのサービスの例

- 任意の研修プログラム、ネットワーク内の構成単位の監査人や専門家の利用、又はネットワークレベルで設置された若しくは他のネットワーク・ファームやグループのサービス提供センターの利用等、品質マネジメントシステム又は業務の実施において監査事務所が任意に利用できるサービス又はリソース。

A176. ネットワークは、ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスの適用に際して、監査事務所の責任を定めることがある。

ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスの適用における監査事務所の責任の例

- 監査事務所は、品質マネジメントシステムにおいて使用する、ネットワークが提供するITアプリケーションの基盤となるITインフラ及びITプロセスを整備していることが要求される。
- 監査事務所は、ネットワークが提供する手法に関する研修を、手法の更新時期等に、監査事務所全体で行うことが要求される。

A177. 監査事務所は、以下の事項に関するネットワークへの質問又はネットワークから提供される文書を通じて、ネットワークの要求事項とネットワークのサービスを理解し、その適用に関する責任を把握することができる。

- ネットワークのガバナンスとリーダーシップ
- ネットワークの要求事項やネットワークのサービスをデザイン、適用及び運用（該当する場合）する際にネットワークが行う手続
- ネットワークが、職業的専門家としての基準の変更又はネットワークの要求事項やサービスの不備を示す情報等、ネットワークの要求事項やサービスに影響を与える変更若しくはその他の情報をどのように識別し、また対応するか。

ネットワークは、ネットワークの要求事項やサービスの適切性をどのように監視するか（ネットワーク・ファームの監視活動やネットワークの識別された不備を改善するプロセスを通じて行う等）。

監査事務所の品質マネジメントシステムにおけるネットワークの要求事項やサービス（第49項参照）

A178. ネットワークの要求事項やサービスの特性は、品質リスクの識別と評価における状況、事象、環境又は行動の有無である。

品質リスクを生じさせるネットワークの要求事項やサービスの例

ネットワークは、契約の新規の締結及び更新について、ネットワーク全体で標準化されたITアプリケーションを監査事務所が使用することを要求する場合がある。これにより、ITアプリケーションが、契約の新規の締結及び更新において監査事務所が考慮する必要がある現地の法令に対処しないという品質リスクが生じる可能性がある。

A179. ネットワークの要求事項の目的には、ネットワーク事務所全体で質の高い業務の一貫した実施を推進することが含まれることがある。監査事務所は、ネットワークの要求事項を適用することをネットワークから期待されるかもしれないが、監査事務所及びその業務の内容及び状況に応じて適切であるように、ネットワークの要求事項を適応させ、又は補完する必要がある。

ネットワークの要求事項やサービスがどのように適応又は補完される必要があるかに関する例

ネットワークの要求事項やネットワークのサービス	監査事務所がネットワークの要求事項やサービスをどのように適応させるか又は補完するか。
ネットワークは、ネットワークの全ての監査事務所が特定の品質リスクに対処するように、品質マネジメントシステムに当該品質リスクを含めることを監査事務所に要求する。	品質リスクの識別と評価の一環として、監査事務所は、ネットワークが要求する特定の品質リスクを含める。 監査事務所は、またネットワークが要求する品質リスクに対処するための対応をデザインし適用する。
ネットワークは、監査事務所が一定の対応をデザインし実施することを要求している。	監査事務所は、対応のデザインと適用の一環として、以下の事項を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ どの品質リスクに対応が対処するか。 ・ 監査事務所の性質と状況を考慮した上で、ネットワークが要求する対応を監査事務所の品質マネジメントシステムにどのように組み込むか。これには、監査事務所とその業務の内容及び状況を反映するように対応を調整することも含まれる（例えば、法令に関連する事項を含めるための手法の調整）。
監査事務所は、構成要素の監査人として他のネットワーク事務所の者を	監査事務所は、構成単位において業務を割り当てられた者がネットワークの要求事項に規定された具

<p>利用する。ネットワークの要求事項は、ネットワーク・ファームの品質マネジメントシステム全体において高度な共通性を推進するように整備されている。ネットワークの要求事項には、グループ監査の構成単位において業務を行う者に適用される具体的な規準が含まれる。</p>	<p>体的な規準を満たすことを、構成単位の監査人（すなわち、他のネットワーク・ファーム）に確認することを、監査チームに要求する方針又は手続を確立する。</p>
--	---

A180. 状況によっては、監査事務所は、ネットワークの要求事項又はサービスを適応又は補完する際に、ネットワークの要求事項又はサービスに対する改善点を識別し、この改善点をネットワークに報告することができる。

監査事務所の品質マネジメントシステムに関するネットワークの監視活動（第50項(c)参照）

A181. 監査事務所の品質マネジメントシステムに対するネットワークの監視活動の結果には、以下のような情報が含まれることがある。

- その内容、時期及び範囲を含む、監視活動に関する記述。
- 監査事務所の品質マネジメントシステムに関する発見事項、識別された不備、及び他の所見（例えば、監査事務所が品質マネジメントシステムを改善又はさらに強化するための前向きな結果又は機会）
- 識別された不備の根本原因に関するネットワークの評価、識別された不備の想定される影響、及び提言された改善措置

ネットワーク・ファーム全体でネットワークが行う監視活動（第51項(b)参照）

A182. ネットワーク・ファームの品質マネジメントシステム全体において実施された、ネットワークの監視活動の全体的な結果に関するネットワークからの情報は、A181項に記載された情報の集約又は要約であるかもしれない。これには、ネットワーク全体で識別された不備の傾向と共通領域、又はネットワーク全体で再現されうる好ましい結果が含まれる。このような情報は、

- 以下のために監査事務所が使用するかもしれない。
 - 品質リスクの識別と評価
 - 監査事務所が品質マネジメントシステムにおいて使用するネットワークの要求事項又はサービスに不備が存在するかどうかを判断する際に、監査事務所が検討する他の関連情報の一部として。
- 共通のネットワークの要求事項の対象となる（例えば、共通の品質目標、品質リスク及び対応）ネットワーク・ファームの構成単位の監査人の適性及び能力を検討する観点から、グループ監査責任者に報告される。

A183. 状況によっては、監査事務所は、監査事務所に影響を与えるネットワーク事務所の品質マネジメントシステムで識別された不備について、ネットワークから情報を入手することがある。

また、ネットワークは、ネットワーク・ファームの品質マネジメントシステムに関する外部の検査の結果についても、ネットワーク・ファームから情報を入手することがある。特定の管轄区域においては、ネットワークが他のネットワーク・ファームと情報を共有することを禁止され、又は共有する情報に制限を課される可能性がある。

- A184. 監査事務所は、ネットワーク・ファーム全体に対するネットワークの監視活動の結果に関する情報をネットワークが提供しない場合、以下のような追加的な措置を行うことがある。
- ・ ネットワークと当該事項について討議する。
 - ・ 監査事務所の業務への影響を判断し、またその影響を監査チームに伝える。

監査事務所が識別したネットワークの要求事項又はサービスの不備（第52項参照）

- A185. 監査事務所が使用するネットワークの要求事項又はネットワークのサービスは、監査事務所の品質マネジメントシステムの一部であるから、監視及び改善に関しても本ISQMの要求事項の対象となる。ネットワークの要求事項又はサービスは、ネットワーク、監査事務所、又はその両方によって監視されるかもしれない。

ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスが、ネットワークと監査事務所の両方によって監視される場合の例

ネットワークは、共通の手法について、ネットワークレベルで活動の監視を行うかもしれない。監査事務所も、業務の検査の実施を通じて、監査チームのメンバーによる当該手法の適用状況を監視する。

- A186. ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスの識別された不備の影響に対処するための改善措置をデザインし適用するに当たって、監査事務所は以下を行うことができる。
- ・ 監査事務所が改善措置を実施する責任があるかどうかを含め、ネットワークが計画した改善措置を理解する。
 - ・ 監査事務所が、以下の場合等に、識別された不備と関連する根本原因に対処するために、追加の改善措置を講じる必要があるかどうかを検討する。
 - ネットワークが適切な改善措置を講じていない。
 - ネットワークの改善措置は、識別された不備に効果的に対処するのに時間を要する。

品質マネジメントシステムの評価（第53項参照）

- A187. 品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を付与された者は、評価を実施するに当たり、他の者の支援を受けることができる。それにもかかわらず、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を付与された者は、評価に対して依然として責任を負い、また説明責任を負う。
- A188. 評価が行われる時点は、監査事務所の状況によるが、監査事務所の会計年度末又はまたは年次監視サイクルの終了と重なることがある。
- A189. 品質マネジメントシステムの評価の土台となる情報には、第46項に従って品質マネジメントシステムの最終的な責任と説明責任を付与された者に報告される情報が含まれる。

品質マネジメントシステムの評価の土台となる情報が、どのようにして得られるかを示す

適用の柔軟性の例

- ・ 複雑でない監査事務所では、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を与えられた者が、監視及び改善に直接的に関与することがあり、そのため品質マネジメントシステムの評価に関連する情報に気付くかもしれない。
- ・ より複雑な監査事務所では、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を与えられた者は、品質マネジメントシステムを評価するために必要な情報を照合、要約及び報告するプロセスを確立する必要があるかもしれない。

品質マネジメントシステムについての結論（第54項参照）

A190. 本ISQMの観点では、システム全体の運用により、監査事務所に対して、品質マネジメントシステムの目的が達成されていることを合理的に保証することが意図されている。品質マネジメントシステムについての結論を下すために、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を付与された者は、監視及び改善プロセスの結果を利用するに当たって、以下の事項を考慮することができる。

- ・ 識別された不備の重大性及び広範性、並びに品質マネジメントシステムの目標達成への影響
- ・ 改善措置が監査事務所によってデザイン及び適用されているか、また評価時点までに講じられた改善措置が効果的であるか。
- ・ 識別された不備が品質マネジメントシステムに及ぼす影響について、第45項に従ってさらなる措置が行われているか等、適切に改善されているか。

A191. 重大な識別された不備（重大かつ広範な識別された不備を含む）が適切に改善され、またその影響が評価の間に修正される場合がある。このような場合、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を付与された者は、品質マネジメントシステムの目的が達成されていることが品質マネジメントシステムにより監査事務所に合理的に保証されたと結論付けるかもしれない。

A192. 識別された不備は、例えば、以下のような場合に、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用に広範な影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 不備は、品質マネジメントシステムの複数の構成要素又は側面に影響を与える。
- ・ 不備は、品質マネジメントシステムの特定の構成要素又は側面に限定されるが、品質マネジメントシステムに対して重要である。
- ・ 不備は、監査事務所の複数の事業単位又は所在地に影響を及ぼす。
- ・ 不備は、一つの事業単位又は所在地に限定されるが、影響を受ける事業単位又は所在地は、監査事務所全体の中核部分である。
- ・ 不備は、ある種類又は性質の業務の相当な部分に影響を与える。

重大ではあるが広範ではないと考えられる識別された不備の例

監査事務所は、監査事務所の比較的小規模な地域事務所の不備を識別した。識別された不備は、事務所方針又は手続の多くの不遵守に関係している。監査事務所は、その地域事務所の文化、特に財務上の優先事項を重視し過ぎたリーダーシップの行動と姿勢が識別された不

備の根本原因に寄与したと判断している。監査事務所は、識別された不備の影響を以下のように判断している。

- ・ その地域事務所の文化及び監査事務所の方針と手続の全体的な遵守に関係するため、重大である。
- ・ 小規模な地域事務所に限定されているため、広範ではない。

A193. 識別された不備が重大かつ広範である、識別された不備を改善するための措置が適切ではない、また識別された不備の影響が適切に改善されていない場合、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を付与された者は、品質マネジメントシステムの目的が達成されていることが、品質マネジメントシステムによって監査事務所に合理的に保証されていないと結論付ける可能性がある。

重大かつ広範と考えられる識別された不備の例

監査事務所は、その事務所における最大の事務所であり、また地域全体の財務的、業務的及び技術的な支援を行う地域事務所において不備を識別した。識別された不備は、監査事務所の方針又は手続の多くの不遵守に関係している。監査事務所は、その地域事務所の文化、特に財務上の優先事項を重視し過ぎたリーダーシップの行動と姿勢が識別された不備の根本原因に寄与したと判断している。監査事務所は、識別された不備の影響を以下のように判断している。

- ・ 地域事務所の文化及び監査事務所の方針と手続の全体的な遵守に関係するため、重大である。
- ・ その地域事務所は最大の事務所であり、多くの他の事務所に支援を提供しており、また当該事務所の方針と手続の不遵守は他の事務所にも広く影響を及ぼしている可能性があるため、広範である。

A194. 監査事務所が、重大かつ広範な識別された不備を改善するには時間を要する可能性がある。監査事務所が識別された不備の改善措置を継続するにつれて識別された不備の範囲は縮小し、識別された不備は依然として重大であるが重大かつ広範ではないと判断される可能性がある。このような場合、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を付与された者は、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用に重大であるが広範ではない影響を及ぼす識別された不備に関連する事項を除き、品質マネジメントシステムの目的が達成されていることが監査事務所に合理的に保証されていると結論付けるかもしれない。

A195. 本ISQMは、監査事務所がその品質マネジメントシステムについて独立した保証報告書を取得することを要求しないが、監査事務所は当該報告書を取得することもできる。

迅速で適切な措置とさらなるコミュニケーション（第55項参照）

A196. 品質マネジメントシステムに対して最終的な責任及び説明責任を付与された者が、第54項(b)又は第54項(c)に記載された結論に達した場合、監査事務所が講じる迅速で適切な措置には以下が含まれる。

- ・ 識別された不備が改善されるまで、より多くのリソースを割り当てる、又は策定する指針を増やすことによって業務の実施を支援する措置を講じ、また監査事務所が発行した報告

書が状況に応じて適切であることを確認する措置を講じ、そのような措置を監査チームに伝える。

- ・ 法律上の助言を得る。

A197. 状況によっては、監査事務所が、業務執行に関与せずに事務所の監督を行う独立した統治機関を有することもある。その場合、コミュニケーションには、独立した統治機関への情報提供が含まれる。

A198. *監査事務所が品質マネジメントシステムの評価について外部の者に伝達することが適切な場合の例*

- ・ 監査事務所がネットワークに属する場合
- ・ 他のネットワーク・ファームが、例えばグループ監査の場合等、監査事務所が行う業務を利用する場合
- ・ 監査事務所によって発行された報告書が、品質マネジメントシステムが適切に機能していない結果、監査事務所によって不適切であると判断された場合には、その企業の経営者又は監査役等に報告する必要がある。
- ・ 法令により監査事務所が監督当局又は規制機関に報告することが義務づけられる場合

業績評価（第56項参照）

A199. 定期的な業績評価は、説明責任を促す。個人の業績を検討する際には、監査事務所は以下を考慮することができる。

- ・ 個人の責任に関連する、品質マネジメントシステムの側面についての監査事務所の監視活動の結果。状況によっては、監査事務所は各個人の目標を設定し、その目標に対する監査事務所の監視活動の結果を測定する。
- ・ 個人の責任に関連する、識別された不備に対して個人が講じる措置（その適時性及び有効性を含む。）。

監査事務所が業績評価をどのように行うかを示す適用の柔軟性の例

- ・ 複雑でない監査事務所では、監査事務所がサービス・プロバイダーに評価を依頼する場合があります。また監査事務所の監視活動の結果が個人の業績の目安となる場合もある。
- ・ より複雑な監査事務所では、業績評価は、監査事務所の統治機関の業務執行に関与しない独立したメンバー、又は監査事務所の統治機関が監督する特別委員会によって行われる場合がある。

A200. プラスの業績評価は、報酬、昇進及び他のインセンティブを通じて報われる。これらは、個人の品質へのコミットメントを促し、説明責任を強化する。一方、監査事務所は、監査事務所の品質目標の達成に影響を及ぼす可能性のあるマイナスの業績評価に対処するために改善措置をとることがある。

公的部門における考慮事項

A201. 公的部門の場合、各個人の選任の性質を考慮すると、品質マネジメントシステムに対して最終的な責任と説明責任を付与された者の業績評価を実施する、又は業績評価の結果に対処す

るために措置を講じることは実務的に難しい場合がある。その場合でも、監査事務所において品質マネジメントシステムの側面に対して運用責任を与えられている他の者に対しては、業績評価が行われる。

文書化（第57項から第59項参照）

A202. 文書化は、監査事務所が本ISQM並びに法令及び職業倫理に関する規定を遵守していることを示す証拠を提供する。また、専門要員と監査チームの研修にも役立ち、組織の知識が確実に記録されるようにし、また監査事務所が品質マネジメントシステムについてこれまでにを行った判断の根拠を知ることができる。監査事務所がその品質マネジメントシステムについて検討又は判断した全ての事項を文書化することは不要であり、また実務的ではない。さらに、監査事務所は、その情報とコミュニケーションの構成要素、文書や他の書面による資料、又は品質マネジメントシステムの構成要素に不可欠なITアプリケーションにより、本ISQMの遵守を証明することができる。

A203. 文書化は、正式な書面のマニュアル、チェックリストや書式の形をとる場合もあれば、非公式な文書（例えば、電子メールによるコミュニケーションやウェブサイトへの掲示）として記録されたり、ITアプリケーションや他のデジタル形式（例えば、データベース）で保管されたりすることもある。更新頻度を含む、文書化の様式、内容及び範囲に関する監査事務所の判断に影響を与える要因には、以下が含まれる。

- ・ 監査事務所の複雑さと拠点数
- ・ 監査事務所の実務と組織の性質と複雑さ
- ・ 監査事務所が実施する業務の内容、及び業務が実施される対象となる企業の性質
- ・ 品質マネジメントシステムの変更のあった側面又はより大きな品質リスクのある領域に関連するか等、文書化されている事項の内容及び複雑さ、並びに当該事項に関連する判断の複雑さ
- ・ 品質マネジメントシステムの変更の頻度及び範囲

複雑でない監査事務所では、非公式なコミュニケーション方法が有効な場合もあり、コミュニケーション内容を裏付ける文書は必要ないかもしれない。しかしながら、複雑でない監査事務所は、そのコミュニケーションが発生した証拠としてコミュニケーションを文書化することが適切であると判断することがある。

A204. 場合によっては、外部の監視当局が、例えば、外部の検査における発見事項の結果により、公式又は非公式な文書化に関する要求事項を定めることがある。職業倫理に関する規定にも、文書化についての具体的な要求事項がある。例えば、IESBA倫理規程は、利益相反、法令違反及び独立性に関する特定の状況を含む、特定の事項の文書化を要求している。

A205. 監査事務所は、品質目標ごとに又は品質リスクを生じる可能性のあるリスクごとに、全ての状況、事象、環境又は行為の有無の検討内容を文書化することは要求されていない。しかしながら、監査事務所は、品質リスク及び監査事務所の対応が品質リスクにどのように対処しているかを文書化するに当たり、対応の一貫した適用及び運用を支援するために、品質リスクの評価の理由（すなわち、発生の可能性及び一つ又は複数の品質目標の達成に対する影響）を

文書化することができる。

A206. 文書化は、ネットワーク、他のネットワーク・ファーム、又はネットワーク内の他の組織体や組織により提供される場合がある。

The structures and processes that support the operations of the IAASB are facilitated by the International Federation of Accountants® or IFAC®.

The IAASB and IFAC do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Standards on Auditing, International Standards on Assurance Engagements, International Standards on Review Engagements, International Standards on Related Services, International Standards on Quality Control, International Auditing Practice Notes, Exposure Drafts, Consultation Papers, and other IAASB publications are published by, and copyright of, IFAC.

Copyright © December 2020 by IFAC. All rights reserved. This publication may be downloaded for personal and non-commercial use (i.e., professional reference or research) from www.iaasb.org. Written permission is required to translate, reproduce, store or transmit, or to make other similar uses of, this document.

The 'International Auditing and Assurance Standards Board', 'International Standards on Auditing', 'International Standards on Assurance Engagements', 'International Standards on Review Engagements', 'International Standards on Related Services', 'International Standards on Quality Control', 'International Auditing Practice Notes', 'IAASB', 'ISA', 'ISAE', 'ISRE', 'ISRS', 'ISQC', 'IAPN', and IAASB logo are trademarks of IFAC, or registered trademarks and service marks of IFAC in the US and other countries.

For copyright, trademark, and permissions information, please go to permissions or contact permissions@ifac.org.

2020年12月に国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって、英語で公表された国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」は、2021年4月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」の翻訳のための手続は、IFACにより検討されており、当該翻訳は、IFACのポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

ISQM 1, Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services Engagements の英語文©2020年12月 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。
国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」の日本語文©2021年4月 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：*ISQM 1, Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services Engagement* ISBN: -